

ふれ愛プラン2025
「私たちでつくるやさしいまち」

神栖市社協第6次地域福祉活動計画

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

令和7年3月

ごあいさつ



このたび、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする「第6次神栖市地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画は、これまで本会が神栖市の福祉向上に果たしてきた役割を検証した上で、今後の神栖市の福祉をさらに進展させていくために必要な取り組みを明確化したものです。

現在、神栖市では福祉施策の細分化が図られ、各領域別の制度やサービス、ボランティアな活動等が積極的に展開され、社会福祉を推進する体制は着実に進展してきております。しかし一方で、思いが伝わりにくい、正しい理解が薄い、援助の手立てが乏しいなど、公的福祉や民間社会資源の届きにくい領域で生活課題を抱えて困っている方々も、一定数存在しています。

今日の社会福祉協議会には、『社会的に弱い立場にある人々に寄り添い、併せてひとり一人の市民的権利を擁護していく』という役割があり、この実現のために高い専門性に裏打ちされた実践の積み重ねが強く求められています。ハンディキャップがあることで意思決定に困難さの伴う少数者の思いを代弁し、制度やサービスの改善提言や新たな社会資源を創設していくなど、神栖市における福祉施策展開の補完にとどまらず、社会福祉全体の充実に貢献していかなければなりません。

これらを達成するため、本計画では神栖市の更なる福祉向上に向けて、公益法人である本会が担う地域福祉活動を4つの柱立てで明文化しました。

一つ目の柱に「総合相談体制の充実強化」で示す、領域を特定しない相談活動の深化を土台に、二つ目の柱には「包括的権利擁護支援活動の推進と必要とされるサービスの各領域別支援活動の充実」といった、精神障害・発達障害・ひきこもり等々の支援の手の届きにくい分野・課題への取り組みの強化を挙げ、三つ目の柱に「市民との協働による福祉教育等の推進」という住民参加活動の充実を掲げました。いずれも、本会が神栖市の社会福祉を更に発展させる上で欠くことのできない『社協だからこそできる活動』と言える内容であります。また、これらの取り組みは、社会福祉士・精神保健福祉士国家資格を保持する職員を基盤としたソーシャルワークの専門職集団だからこそ実現可能なものであり、そのために四つ目の柱として「事業推進を図る組織体制の充実強化」という、法人を構成する組織体制を時代に合わせたスタイルへと進化させていく方向性を明記しました。

計画の策定にあたっては「第6次地域福祉活動計画策定委員会」が設置され、それぞれの分野から貴重なご意見を頂戴しました。策定委員並びに本計画策定にご協力をいただきました全ての方々に衷心より感謝申し上げます。

結びに、本計画は関係機関並びに市民の皆さまの参加があって初めて実現が可能になります。皆さまの力が「私たちでつくるやさしいまち」の大きな原動力となりますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

令和7年3月

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

会 長 石 田 進

神栖市社協第6次地域福祉活動計画

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 第6次計画の構成、推進体制、期間	3
3. 法人化からこれまでの総括と第6次地域福祉活動計画策定に向けた考え方	5
4. 第5次地域福祉活動計画の達成度の検証	9
【基本目標(I)】総合相談体制の充実強化	9
【基本目標(II)】必要とされる各領域の 権利擁護・生活支援システムづくり	13
【基本目標(III)】市民との協働による地域生活支援のしくみづくり	17
【基本目標(IV)】事業推進のための組織体制の発展・強化	22
第2章 「私たちでつくるやさしいまち」の実現に向けた取り組み	27
1. 第6次計画 基本目標	27
2. 第6次計画 実施計画	29
【基本目標(I)】総合相談体制の充実強化	29
【基本目標(II)】包括的権利擁護支援活動の推進と 必要とされるサービスの各領域別支援活動の充実	32
【基本目標(III)】市民との協働による福祉活動の充実	36
【基本目標(IV)】事業推進を図る組織体制の充実強化	39
参考資料（参考資料目次）	42

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

●社会福祉協議会の本質と基本姿勢

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として社会福祉法第109条に位置づけられ、それぞれの市町村にひとつ設置を認められた、公益を追求する民間非営利組織です。

「社協」には、住民主体の理念に基づき、「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」をめざし、福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整とともに自らも事業を企画・実施するなど、地域福祉推進の中核的役割が求められています。

神栖市社会福祉協議会は、中立公正な立場で民間組織としての「開拓性・即応性・柔軟性」を発揮し、市民の皆様、関係機関、行政等と手を携え、「私たちでつくるやさしいまち」の実現に向けた取り組みを実践しています。

●社協と地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社協活動の本質を踏まえ、これから社協が推進すべき地域福祉活動の「対象」「しくみづくり」「新たな事業化」を、社会福祉に関わる人々や関係機関とともに考え、中長期的な取り組みの方向性を明らかにすることを目的とした民間の活動・行動計画です。

本会はこれまで、平成6年度に策定した第1次地域福祉活動計画（平成7年度～平成16年度）をはじめとし、第1次計画の後期行動計画を含め6度の計画策定を通じて、時代の変化に合わせ様々な取り組みを創設し、見直しを図りながら進めてきました。

第5次計画（令和2年度～令和6年度）では「権利擁護活動」を基本的な活動方針とし、本会の公益を追求する活動の更なる推進と事業継続性を担保する組織・財源の基盤強化を計画の柱としました。

第6次計画においても第5次計画の基本構想を継承しつつ、社会情勢の変化や地域の実情等に即応する取り組みを位置づける計画とします。

※住民主体の理念

- ①住民を中心に置くこと
- ②住民のニーズに基づくこと
- ③住民の主体形成と組織化を基礎とすること

※権利擁護

自己の権利を表明することが困難な、または自己の権利が侵害されていることを自覚できない、寝たきりの方や認知症高齢者、障害者の人権を守り、権利表明を支援し代弁すること。

●神栖市地域福祉計画と本計画の関係

神栖市が策定する「神栖市地域福祉計画（第4期。令和5年度～令和9年度）」は、神栖市における福祉施策を総合的に推進していくために、福祉の各分野（高齢者、障がいのある方、児童、健康増進等）の個別計画との整合性や連携を図り、その上位計画として社会福祉法第107条に位置づけられています。

神栖市地域福祉計画では、福祉の総合相談窓口を持つ本会との連携強化が期待されています。特に、生活困窮者の相談支援や成年後見制度の利用支援、障害者地域生活支援など、社会福祉士、精神保健福祉士による専門的な相談機能の発揮と、総合的な相談支援体制の構築が求められています。また、ボランティア活動の相談支援や市民同士の相互支援活動、「かみす社協ニュース」や「本会ホームページ」「地域ネットワーク勉強会」等の広報啓発事業の充実が掲げられています。

このため、本計画策定については、神栖市地域福祉計画と連動し、計画推進においても市関係各課を始めとする関係団体等と緊密に連携・協力し取り組んでいきます。

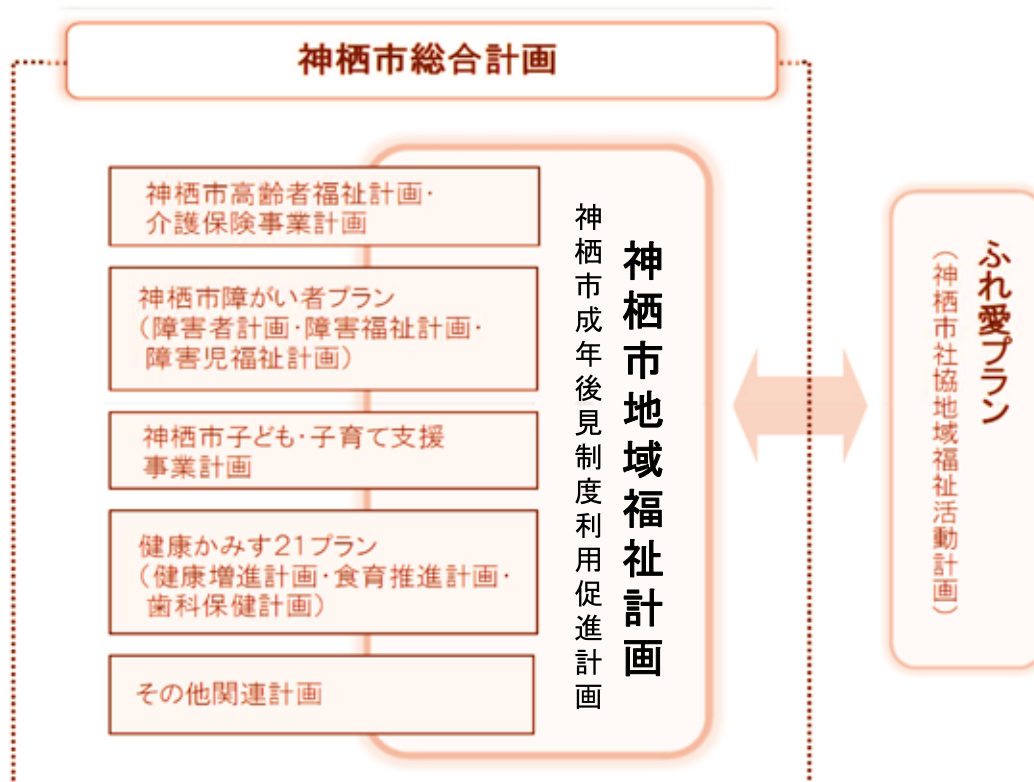
※社会福祉士

福祉全般に関する専門的知識と技術を有する相談援助業務の国家資格。

※精神保健福祉士

精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行う社会福祉専門職の国家資格。

＜神栖市の計画と神栖市社協地域福祉活動計画の関係＞



(注)「神栖市地域福祉計画（第4期）【令和5年3月】」より引用

2. 第6次計画の構成、推進体制、期間

【計画の構成】

●基本構想 「私たちでつくるやさしいまち」

様々な社会的障壁によって社会参加が困難となっている人々の生活課題に関わり、新たな社会資源を創始することで、全ての住民が安心して暮らせるやさしいまちの実現を目指します。

●基本目標 基本構想に沿って、基本目標を定め事業を推進します。

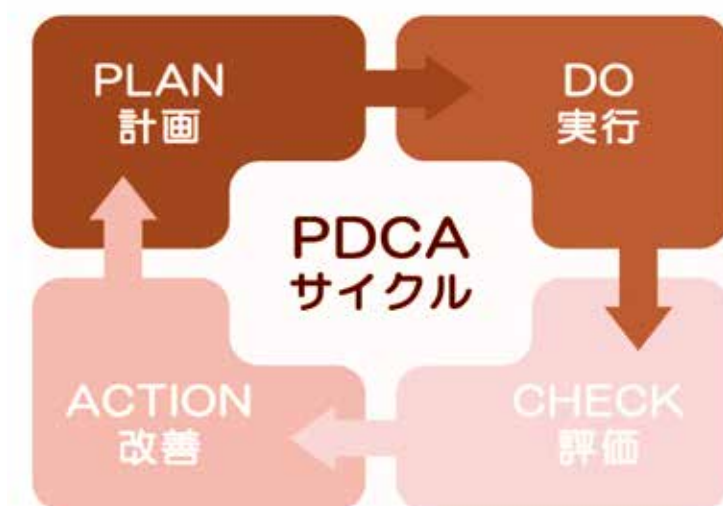
●実施計画 基本目標で掲げた取り組みを実際に展開する実行計画です。

【計画の推進体制】

●計画を策定するために、地域福祉活動計画策定委員会を設置し、現計画の総括・検証を行った上で、次期計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理及び解決策の検討等を行います。

●計画の進行管理は、各事業の展開方法・実施体制、効率性や費用対効果等を、PDCAサイクルに基づき理事会等において毎年度ごとに検証し、必要に応じて方向を修正します。

<PDCAサイクルのイメージ図>



※社会的障壁

障害のある人が生活をしていく上で様々な制約をもたらす原因となる、社会の中にあるバリア（段差などの物理的なものや偏見・差別などの観念等）のこと。

※PDCA

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返すことによって業務を継続的に改善する手法。

【 計画の期間 】

- 本計画は令和7年度から令和11年度までの5年を計画期間とします。

＜本計画と関連する神栖市の各計画期間の関係＞

計画の名称	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11
神栖市社協地域福祉活動計画		第5次(R2～R6)	第6次(R7～R11)				
神栖市地域福祉計画 神栖市成年後見制度利用促進計画		第4期・第1期(R5～R9)					
神栖市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期	第9期(R6～R8)					
神栖市障がい者プラン (障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)	第6期 第2期	第7期・第3期(R6～R8)					
神栖市子ども・子育て支援事業計画	第2期(R2～)						
健康かみす21プラン (健康増進計画・食育推進計画・歯科保健計画)		第3次(R4～R8)					
神栖市総合計画		第3次(R5～R8)					

(注) 「神栖市地域福祉計画(第4期)【令和5年3月】」より一部引用

3. 法人化からこれまでの総括と第6次地域福祉活動計画策定に向けた考え方

●神栖市社協の変化

神栖市社協は、法人化から39年「社協とは何か」を追い続けてきました。

1993（平成5）年にスタートした地域福祉活動計画策定作業と、その2年後に展開した「ふれあいのまちづくり事業」は、社協による福祉の総合相談機能の重要性と問題解決機能の開発・提供（直接サービスの実施）の必要性を学ぶ貴重な経験となりました。

2000（平成12）年に、社会福祉基礎構造改革を具現化した公的介護保険制度がスタートし福祉サービスが市場化されました。神栖市社協はその時を起点として大きく変化しました。公正中立な立場を常に求められる公益法人として、契約型サービスは市内の需給バランスを毎年確認し縮小・撤退していく方針を役職員で共有し計画化し実行してきました。

2019（令和元）年には特定相談支援事業所（障害者総合支援法）を除く全ての契約型サービスの撤退を実現し、公益法人としての中立性を確保することができ、併せて組織も総職員数23名と活動展開範囲に合わせたサイズへとスリム化を図ることができました。

神栖市社協は現代福祉の基本理念である「ノーマライゼーション」と「エンパワーメント」を堅持しつつ、変化する社会状況への更なる順応を目指し、神栖市に必要な社協スタイルを『ソーシャルワークのプロ集団』となって社会福祉の向上に貢献するという方向に舵をきりました。

●「拠って立つものを持つ」

神栖市社協が大事にしてきたことは「拠って立つものを持つ」ということです。

社協は社会的に弱い立場にある少数派の人々の相談を受け、課題解決の見込める社会資源に橋渡しできなければなりません。使いにくい制度やサービスは実情を示して改善をお願いし、無ければ自ら開発していくといったソーシャルワーク機関としての機能発揮を求められます。併せてひとり一人のソーシャルワーカーには説得力ある態度が不可欠となります。

これらを可能とするため、職員に専門職のモラルとして国家資格取得

※ふれあいのまちづくり事業
市区町村社協を実施主体とし「問題発見・解決機能の強化」「福祉コミュニティづくりの推進」「社協の基盤整備と体制強化」を活発化することを目的として平成3年度に創設された国庫補助事業。指定期間は5年。

※社会福祉基礎構造改革
少子高齢化の進展や社会福祉へのニーズの多様化に対応するため、従来の社会福祉サービスの仕組みを「措置」から「契約」に転換し、根本から見直した政策。

※特定相談支援事業所
障害福祉サービスを利用するための「サービス等利用計画」を作成する事業所。

を義務付けました。ソーシャルワークの「価値」を基盤に、「知識」と「技術」をしっかりと身につけ、福祉専門職として全ての職員が社会福祉士の倫理綱領及び精神保健福祉士の倫理綱領に拠って立ち、地域社会と関わるからこそ実践の正義を見失わないことに繋がるからです。

社協として「神栖市の社会福祉の向上に貢献できることを増やすために、全職員が二つの国家資格を持つ」この基本的な方針を計画化し実行してきたことによって、精神障害者の社会参加支援、発達障害児者支援やひきこもり家族支援、福祉後見サポートセンターの創設や福祉事務所関係課への職員派遣を実現することができました。

これからも、社会福祉の向上を中立公正な立場で進める社会福祉士・精神保健福祉士としての実践を社協活動のベースにしていくことが神栖市における社協に求められた活動の在り方であることを確認できました。

●機能として見られる時代

常に忘れてはならないことは、社協が地域福祉推進の中核組織として神栖市の社会福祉全体をアセスメントし「何が満たされていて何が不足しているのか、不足している内容で公益法人である社協が取り組むべきことは何か」を明確化して実践し、市民と行政から理解を得るということです。

暮らしにくさを抱えた少数派の人々の代弁機能を果たし、公的制度がより利用しやすくなるような調整や提案をしたり、これまで無かった社会資源を先駆的に企画・提供したりすることで社会福祉の底上げを図っていくことこそ、社協の最重要活動といえます。

これからの社協はよりシビアに「機能」が評価されます。その取り組みは、神栖市の社会福祉にどういった「価値」を提供できたかが問われ、その成果によって市民からの会費・寄付金や市からの助成金等が変動していくことは避けられない状況にあります。

したがって神栖市社協が本当にやるべきことをそれぞれの職員が正しく理解し、その一つひとつを集めて計画化し実践していくことが必要となります。

今後も長期に渡って緊縮財政政策が進行すると予測される中、社協だからこそできる、社協にしかできないというものを持っているか、持っていないかによって将来は大きく左右されるものと考えられます。

※社会福祉士の倫理綱領

(公社)日本社会福祉士会が採択する社会福祉士の専門職としての価値観及び行動指針を成文化したものの。

※精神保健福祉士の倫理綱領

(公社)日本精神保健福祉士協会が採択する、精神障害を持つ人の権利擁護と、精神保健福祉士の専門性・倫理原則や基準を成文化したものの。

※アセスメント

人や物事を客観的に評価・分析すること

●神栖市に必要な社会福祉協議会のカタチ

市町村社協法制化（1983年）から42年の月日が流れ、社協を取り巻く環境も社協自体も大きく様変わりしました。全国に1800を超えて存在する社会福祉協議会には1800通りのサイズ・スタイル・理念があり、どのようなあり方が「社協と呼ぶにふさわしいか？」などはもはや意味のない問いかけと言っても過言ではない状況にあります。

少子超高齢社会、人口減少、長期経済低迷、自然災害多発、終わりの見えない海外での戦争・紛争など、私たちの暮らしに影響のある社会問題は上げ出したらキリがない程大きな波となって押し寄せてきています。このような現実の中で神栖市社協は、日々の実践を通じて社協活動の妥当性や的確性について評価を受けなければなりません。

日々その充実度合いを増す神栖市の福祉政策の中にあっても、少数派故に思いを伝えにくい、支援策が乏しいなど、公的福祉では及ばない領域で生活課題を抱えて困っている人々が存在しています。この社会的に弱い立場にある人々への支援活動こそが神栖市における社協活動の柱と言えます。つまり神栖市社協の今日的役割は、神栖市の進める福祉政策が完全なものとなるよう補完し、誰もが安心できる社会福祉の実現を目指していくということです。

これからも他機関との連携をもとに、社協として担うべき活動範囲を見失うことなく神栖市民から信頼され頼られるよう、「福祉総合相談を入り口としたソーシャルワーク」という現代社協の基本機能を追求し続け、神栖市の社会福祉の前進に貢献していきます。

以上のことから、本計画では、神栖市社協の取り組みの根幹である「権利擁護活動」を中心に、今後5年間の基本目標を定め、各目標ごとの事業展開を明らかにしていきます。

※市町村社協法制化

昭和58年5月に社会福祉事業法の改正案が可決成立（昭和58年法律第42号）し、市町村社協の法制化が実現した。

4. 第5次地域福祉活動計画の達成度の検証

【基本目標(Ⅰ)】 総合相談体制の充実強化

●相談援助機能の充実強化

<第5次計画に掲げた重点項目(概要)>

福祉の総合相談窓口として幅広い分野の課題を受け止め、本会の各種専門相談を活用し、組織全体で重層的な相談援助を行います。

<検証結果>

○職員の相談対応力向上を図るため、社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格取得を標準化し、組織で相談に対応する体制を構築しました。その結果、コロナ禍による生活困窮世帯からの相談が激増した時期においても、全職員が一丸となって相談に向き合い、全ての相談に対し、相談者の自己決定を尊重しながら、適切かつ迅速に対応することができました。さらに、本会の広報紙やホームページ等を積極的に活用し、全ての市民へ制度や事業の最新情報を発信し続けました。

この「広報とチームで業務を遂行する職員体制」は、全国社会福祉協議会発行のメールニュース『全社協・地域福祉部News File (※)』に掲載され、模範的な実践として高く評価されました。

○コロナ禍においても「日常生活自立支援事業」「成年後見制度」「障害者福祉」に関する相談は引き続き寄せられ、これらの領域はどのような状況下においても一定のニーズが存在し、市民が本会に求める重要な役割であることを再認識しました。

※コロナ禍

2019(令和元)年末からの新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行による災難や危機的状況

※本計画書 p 43参照

(i) 相談内容別支援件数（窓口・電話・訪問）

実施項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1 緊急生活支援	346	409	333	295	289	318
2 生活福祉資金	275	11,937	7,051	2,248	1,477	1,135
3 行旅人支援	7	4	2	1	3	0
4 低額診療	47	41	84	82	45	19
5 生活困窮者自立支援	396	4,608	3,568	2,104	1,470	1,482
6 家計改善支援事業	－	－	－	64	110	139
7 就労準備支援事業	－	－	－	46	46	22
8 生活相談(他)	84	48	63	98	17	36
9 日常生活自立支援	920	1,135	1,382	1,474	1,472	1,282
10 成年後見	511	577	481	428	432	259
11 障害相談	1,788	1,311	1,553	1,508	1,607	1,230
12 こころの相談	149	108	78	41	75	33
13 発達相談(ことばと発達の相談)	259	270	376	433	164	6
14 ひきこもり	78	103	75	57	66	41
15 高齢者相談	657	39	13	21	14	4
16 貸出事業	38	13	9	15	9	9
17 福祉教育	177	33	109	150	225	193
18 ボランティア相談	475	284	330	462	451	471
19 ファミリーサポートセンター	1,392	804	942	－	－	－
20 ういるかみす	468	364	468	735	590	412
21 その他	144	135	87	88	76	100
計	8,211	22,223	17,004	10,350	8,638	7,191

●コミュニティソーシャルワークの充実強化

＜第5次計画に掲げた重点項目(概要)＞

生活課題を抱える相談者に対して、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、地域の支援者や関係機関と連携し、寄り添って支援します。

＜検証結果＞

○各事業の企画や実施においては、民生委員をはじめ、様々な機関と連携・協力体制を構築しました。また、第5次計画期間中は、市や他機関の主催する担当者会議や政策レベルでの会議に参加を求められる機会が増え、社協が果たすべき、中立公正なコミュニティソーシャルワーク機関としての連絡調整機能、提言機能を発揮しました。

※コミュニティソーシャルワーク

地域社会における人々の生活上の課題解決を支援する活動。その援助を行う人をコミュニティソーシャルワーカー（CSW）という。

○地域ネットワーク勉強会は、「社会的に弱い立場にある人々の理解と支援」「ご家庭や事業所等で実際に支援にあたっている方々を応援すること」をテーマの柱に掲げ、継続して開催してきたことで、支援が届きにくい分野のニーズや福祉課題を明らかにするだけでなく、その課題を社会に発信することで理解者や協力者を増やし、ネットワークを広げることができました。また、「大人の発達障害」をテーマにした勉強会は大きな反響を呼び、「大人の発達障害支援基礎研修会」の開催（令和6年度）へ発展するなど、本会が取り組むべき分野や事業の検証においても重要な役割を果たしました。

※民生委員

自らも地域住民の一員として、担当区域において住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たす。

(i) 課題解決へのネットワークづくり（実施件数）

会議の種類	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
民協定例会へ参加	19	4	1	3	2	6
民生委員との連携・情報共有	122	75	90	105	88	66
担当者会議（ケース会議等）	54	31	23	36	43	54
連携会議（事業周知・情報交換）	42	22	30	52	47	33
市の政策レベルの会議へ参加	31	16	28	33	32	37
計	268	148	172	229	212	196

(ii) 地域ネットワーク勉強会の充実

テーマ分類	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	回	延参加	回	延参加	回	延参加	回	延参加	回	延参加	回	延参加
精神障害	1	49							1	54	1	37
発達障害	3	154							2	132	2	108
高次脳機能障害			1	29			1	26			2	114
ひきこもり	3	72							1	27	1	51
障害福祉(就労)							3	156	2	76	1	47
障害福祉(GH)※									3	134	1	34
成年後見・権利擁護	1	39					3	110	2	74	2	76
その他	2	45					1	23	1	30	1	59
計	10	359	1	29	0	0	8	315	12	527	11	526

(注) コロナ禍により、令和元年度から令和4年度にかけて一部の開催を見送り

※GH：グループホーム（福祉の支援を受けつつ他の入居者と共同生活を送る住居）

●職員派遣を通じた福祉相談窓口の充実とネットワーク強化

＜第5次計画に掲げた重点項目(概要)＞

神栖市全体の福祉の増進を目指し、労働者派遣事業所として相談支援業務の専門職を派遣し、各窓口の相談機能の充実とネットワーク強化を図ります。

＜検証結果＞

- 市福祉部を中心に職員派遣を継続し、各派遣先においては特にメンタル問題を抱えた相談者への対応等、福祉専門職として公福祉における相談機能の強化に貢献できました。
- 派遣先の課だけでなく他課、関係機関との連携基盤強化にも注力しました。コロナ禍での生活困窮世帯への関わりを通じてその連携を深めることができたとともに、継続的に本会職員の専門性向上を図る育成や研修の重要性を再認識しました。
- 本会の行政機関等への職員派遣の取り組みが、全社協広報誌『NORM A「社協情報」令和4年4月-5月号(※)』に掲載され、先進的社協として一定の評価を受けました。

※労働者派遣事業

派遣元となる人材派遣会社に登録している者を派遣先となる事業所へ派遣し、派遣先の指揮命令下で労働を提供。本会では福祉分野の相談支援専門職派遣事業として平成26年度から事業開始。

※本計画書 p 45参照

(i) 労働者派遣事業(派遣人数)

職種及び派遣先	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
市障がい福祉課(社・精)※	1	1	—	—	—	—
市社会福祉課(社・精)	1	1	1	1	1	1
市長寿介護課(社)	1	1	—	—	—	—
市こども家庭課(社・精)	1	1	1	1	1	1

※「社」…社会福祉士、「精」…精神保健福祉士

【基本目標(Ⅱ)】 必要とされる各領域の権利擁護・生活支援システムづくり

●精神障害者、発達障害児者、ひきこもりの方等への支援活動

＜第5次計画に掲げた重点項目(概要)＞

少数派故に十分な課題解決が図られていない「精神障害、発達障害、ひきこもり」領域の支援について、さらなる充実を図ります。

＜検証結果＞

○障害者支援の分野では支援機関同士のつながりづくりを中心に取り組み、令和5年3月に「ミスマッチを防ぐための障害事業所情報交換会」を発足しました。この情報交換会で、就労支援事業所の利用を希望する方が自身の生活スタイルや興味関心にあった事業所を選択しやすい環境づくりについて話し合いを重ね、「就労継続支援事業所ガイドブック（令和6年9月発行）」の作成・発行につながりました。

○「精神障害者デイケア」「こころの相談」は、精神障害者や心に不安を抱える方が福祉制度の利用や医療機関への受診など、社会資源につながるきっかけとして機能していることが、各支援機関との情報共有を通じて確認できました。

○障害児領域における市施策や福祉サービスの一定の充実が図られたことから、本会が平成元年度から実施してきた「ことばと発達の相談室」は市へ事業を引き継ぎました。また、発達障害児者の理解者を増やすことを目的として平成17年から開始した「発達障害療育者研修会」は、受講対象を幼児支援から成人期支援に転換を図り、「大人の発達障害支援基礎研修会」という新たな取り組みにつながりました。

○ひきこもり状態にある方への支援については、依然として相談窓口や支援機関が少なく、法制度も整っていない状況にあります。そのため、本会が実施するひきこもり家族相談では、今後も専門の相談窓口として本人の一番身近な存在である家族の関わり方の構築を目的に事業を展開していくことの重要性を再確認しました。

※ミスマッチ

利用者の希望や能力と、事業所が提供するサービス内容の不一致。

※就労支援事業所

障害があるため一般企業で働くことが難しい方をサポートする事業所。「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」がある。

※ことばと発達の相談室

構音障害や吃音、学習障害などを抱えた就学児童を対象に、言語聴覚士による訓練や、家庭でできる訓練などの助言を行う事業。

(i) 精神障害者デイケア事業の運営（神栖市より一部受託）

実施項目		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
神栖地区 「青空」	開催回数	150	113	146	147	146	151
	延利用者数	910	557	689	666	568	770
波崎地区 「ほのぼの」	開催回数	50	36	51	49	51	50
	延利用者数	73	55	119	101	105	93

(ii) 発達障害児者研修の開催（参加人数）

実施項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
発達障害療育者研修会	13	中止	中止	中止	23	—
大人の発達障害支援基礎研修会	—	—	—	—	—	34

(iii) ひきこもり家族相談の開催

実施項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
心理療法士との家族相談回数	13	17	16	15	8	13
ひきこもり相談件数	78	103	75	57	65	41

●権利擁護関連活動の充実

<第5次計画に掲げた重点項目(概要)>

成年後見制度に関する相談、法人後見受任事業と日常生活自立支援事業の実施体制を強化し、市の進める成年後見制度の利用促進事業に貢献していきます。

<検証結果>

○権利擁護関連活動は、判断能力が低下した方の視点に立ち、その本人の権利が最大限に尊重される仕組みを作るために、行政、司法、医療、福祉といった多くの支援機関との連携を密に図りました。あらゆる分野の専門職との対等な関係を構築するためにもソーシャルワーカーとしての専門的知見による関わりが求められることから、担当する職員は社会福祉士の有資格者で構成し、組織全体で利用者一人ひとりの自立した暮らしを支え続けることができました。

※法人後見

成年後見人等の役割を個人的に行うのではなく、法人が担うこと。

※日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な人の福祉サービス利用支援、日常的な金銭管理、重要書類の預かりによって地域生活を継続的に支援する事業。

○日常生活自立支援事業（茨城県社協受託事業）は成年後見制度以外の社協特有の権利擁護支援として、行政及び関係機関からの新規相談は絶えず、契約者も増加しました。また、成年後見制度につながる前段としての補完的な機能も有しており、契約後に判断能力の著しい低下や法律行為の必要性が生じたケースは成年後見制度へ移行し、第三者後見人へ引継ぎを行うなど、切れ目のない支援活動を展開しました。

○成年後見制度に関する市民への広報、後見受任活動を継続するとともに、利用需要の増加を見据え、権利擁護活動に関連する市内及び隣接市の社会資源を調査・検証しました。その結果、成年後見制度の利用需要に対して第三者後見人が不足している状況が明らかとなり、本会が受任対象としている「身寄りがなく資力の乏しい身上監護の必要性が高い方」の積極的な受任を継続実践していくことの重要性を再認識しました。

○令和5年度に策定された「神栖市成年後見制度利用促進計画」では、本会が推進すべき取り組みとして、日常生活自立支援事業及び法人後見事業の実施と権利擁護支援の理解促進を図ることが具体的に位置付けられ、これまでと同様に「福祉後見サポートセンターかみす」の活動実践が求められていることが確認できました。

※第三者後見人

親族以外の後見人
（弁護士・司法書士
・社会福祉士・友人
・知人等）

※身上監護

後見人が被後見人の生活・医療・介護等に関する契約や手続きを行うこと。
親権者が未成年の子の成長を図るため監護・教育を行うこと。

※成年後見制度利用促進計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき、利用促進に必要な体制整備等に関し市町村が策定する計画。

（i）法人後見受任、成年後見制度利用支援相談

実施項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数（新規）	31	19	22	32	27	6
受任者数（年度中終了含む）	8	8	7	6	5	4
受任活動件数	434	533	427	340	336	231
専門員活動件数	511	577	481	428	432	259
担当者会議回数	13	6	1	2	5	2

（ii）日常生活自立支援事業の運営（茨城県社協受託）

実施項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	28	33	33	36	30	34
契約者数（年度中解約含む）	30	33	35	32	37	39
成年後見制度への移行件数	1	1	4	0	3	1
専門員活動件数	777	972	1,238	1,378	1,400	1,186
担当者会議回数	22	13	15	18	28	34

●生活困窮世帯への支援活動

＜第5次計画に掲げた重点項目(概要)＞

景気の低迷等で生活困窮に陥った世帯の課題解決に向け、市各課や関係機関と緊密に連携を図り各種施策につなげていく支援を継続します。

＜検証結果＞

○コロナ禍で増加した生活困窮世帯への支援において、「給付」による直接支援を実施する市（福祉事務所）と、「貸付」を通じエンパワーメントの視点に立った自立支援を展開する社協と、双方の役割が明確化され、制度情報を共有し連携した支援を行うことができました。

○コロナによる特例貸付（茨城県社協受託事業）は、本会の広報紙やホームページで繰り返し情報を伝え続け、さらに市各課と協力して市広報等により広く周知を図ったことで、神栖市からの申請による貸付決定数は、県内で最も多い実績（人口に対する件数割合）となり、正確な情報をいち早く提供することの重要性を再確認するきっかけとなりました。

※エンパワーメント
社会的に不利な状況に置かれた人々が、自ら決定を下せるよう支援すること。また、その人の長所、能力、強さに着目して援助すること。

(i) 生活福祉関連施策を活用した相談支援

生活福祉資金（茨城県社会福祉協議会受託事業）

支援内容	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
生活福祉資金貸付申請	5	6	5	4	3	1
生活福祉資金特例貸付申請	5	3,256	1,622	224	—	—
生活福祉資金特例貸付猶予申請	—	—	—	36	126	74

生活困窮者自立支援事業（神栖市受託事業）

支援内容	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
自立相談支援事業(プラン作成)	4	84	55	47	32	51
住居確保給付金	4	290	207	112	17	20
就労準備支援事業	—	—	—	8	12	5
家計改善支援事業	—	—	—	11	27	24

その他の生活福祉活動

支援内容	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
無料・低額診療申請	8	4	8	7	6	2
行路人支援	2	2	1	0	1	0
緊急生活支援事業の実施	74	117	61	58	44	52

【基本目標(Ⅲ)】 市民との協働による地域生活支援のしくみづくり

●ボランティア・目的別コミュニティづくりの応援

＜第5次計画に掲げた重点項目(概要)＞

ボランティアセンター機能を充実強化し、目的別コミュニティづくりの側面的支援を図ります。

＜検証結果＞

- ボランティアセンターマガジンやホームページ等広報活動を通じて、交流サロンのPR及び市民のボランタリーな取り組みへの参加意識を高めるアプローチを継続したことにより、コロナ禍にあっても一定数のボランティア登録者を維持することができました。
- わくわくサロン、当事者グループといったコミュニティ活動において、広報によるPRや寄付食材の提供等を通じて活動の活性化に向けた側面的支援を継続しました。
- 高次脳機能障害を考える会等、当事者グループの定例会や研修会にCSWが積極的に参加するとともに、本会事業の地域ネットワーク勉強会でも「当事者グループ」を定期的にテーマに取り上げ、市民や支援機関への啓発・課題共有、連携を進めました。
- 社会福祉活動に関し功績のあった団体や個人を顕彰する機会を設けたことにより、住民参加による「私たちでつくるやさしいまち」づくりを推進するとともに、本会の活動について理解を得られる契機となりました。

※交流サロン
ボランティア情報の収集・発信、協議や交流など活動の拠点として神栖市保健・福祉会館2階に設置。

※当事者グループ
同一の生活課題や障害等を抱える人同士が、対等な関係性の中で支え合う情報や考えなどを交換・共有することを通じて、各自の課題解決や社会参加につなげていくグループ活動。

(i) ボランティア活動登録者数

内容	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
団体登録(組)	87	72	63	60	62	63
団体加入延人数	1,968	1,384	1,123	1,133	1,163	1,157
個人登録人数	44	33	26	26	55	52
登録者合計	2,012	1,417	1,149	1,159	1,218	1,209

(ii) 交流サロンの利用状況

実施項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
打合せスペース利用延べ人数	1,354	547	518	920	825	1,174
ロッカー貸出団体数 ※総数44	26	25	25	24	24	24
コピーカード貸出団体数	30	29	29	27	26	30
掲示板・資料ラック利用件数	47	23	34	20	24	31
パソコン利用件数	28	16	12	20	6	14

(iii) 当事者グループの活動回数

グループ名	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
介護者の会「わかば」	11	8	11	12	12	12
高次脳機能障害を考える会	11	6	9	11	11	8
「ふたばの会」※	10	3	4	6	6	6

※鹿島特別支援学校PTA及び卒業生保護者の交流会

(iv) 神栖市社協会長顕彰の実施（受賞者数）

表彰・感謝の種類	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
民生委員・児童委員	27	1	1	21	2	1
社会福祉団体、施設の役員	7	8	0	3	0	0
社会福祉団体、施設の職員	9	20	6	20	14	13
社会福祉の進展に大きく寄与(個人・団体)	3	3	6	4	1	0
感謝状授与	0	0	0	1	0	0
計	46	32	13	49	17	14

●市民活動による助け合い・災害時支援活動の推進

<第5次計画に掲げた重点項目(概要)>

住民参加により福祉課題を直接解決するための基盤強化、災害ボランティア受け入れ体制の整備の充実を図ります。

<検証結果>

○住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみす」は、創設から約30年が経ち、現在は公的制度の充実により同種サービスも増えたことで、本サービスが目的としていた「住民参加により公的サービスを補完する」役割は達成しつつあるものと考えられ、利用者の減少・協力者の高齢化という実状からも今後の方向性について検討が必要な段階となっていることを確認することができました。

○受託運営していた「ファミリーサポートセンター」は市による他の子育て関連施策との一体的運営による充実・強化を図る観点から、本会での受託が令和3年度をもって終了となりました。

○市民や企業、団体等が参加できる助け合い活動として、「もったいないを橋渡しプロジェクト」を開始（令和4年度）し、寄付食品が市内の福祉施設やこども食堂、わくわくサロン活動等で有効に活用されることを応援（橋渡し）する仕組みを作ることができ、食品ロス削減に貢献することができました。

○被災地社協の災害ボランティアセンター運営支援のため本会職員を積極的に派遣し、被災地の課題や運営の方法論を学ぶことができました。これらの協力活動を通じて、市地域防災計画に基づく本会の役割や災害発生時の初動期体制等について、平時から市関係各課との共通理解を深めておくことの重要性を再認識できました。

○災害ボランティアセンター運営をより強固にするため、令和4年2月に神栖ライオンズクラブと「自然災害発生時における神栖市災害ボランティアセンター支援に関する協定」を締結し、外部団体との連携を図りました。

※もったいないを橋渡しプロジェクト
気軽に食品を寄付できる環境を整えるとともに、寄付食品の活用先として登録のあった市内の施設・団体に、本会が橋渡しをする仕組み。

※地域防災計画
防災対策や災害発生時の対応、早期の復旧、復興方法等について、地域特性を考慮して地方自治体が作成する防災計画。

（i）もったいないを橋渡しプロジェクト

内容		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受食 入品	善意銀行（kg）	—	—	—	1,301.0	975.6	1,788.9
	きずなBOX（※）（kg）	—	—	—	201.0	249.1	187.3
受入合計（kg）		—	—	—	1,502.0	1,224.7	1,976.2
食品 払出	払出先の登録施設・団体	—	—	—	19	21	25
	施設・団体へ払出件数	—	—	—	75	69	63
	施設・団体への払出重量（kg）	—	—	—	1,176.0	971.3	1,873.2
	本会事業での活用（kg）	—	—	—	276.3	102.3	193.3
払出合計（kg）		—	—	—	1,452.3	1,073.6	2,066.5

※NPO法人フードバンク茨城と連携し社協本・支所に設置する寄付食品類の収集箱

(ii) 災害ボランティアセンター運営支援のための派遣実績（令和元年以降）

災害の名称	派遣先(被災地)	派遣期間(派遣日数)	人数
令和元年台風第15号	千葉県鴨川市	R01. 10. 02～10. 11 (9日間)	2
〃 台風第19号	茨城県常陸太田市	R01. 10. 16～11. 04 (17日間)	9
令和4年台風第15号	静岡県静岡市	R04. 11. 11～11. 15 (5日間)	1
令和5年大雨及び台風第2号	茨城県取手市	R05. 06. 30～07. 02 (7日間)	2
〃 台風第13号	茨城県日立市	R05. 09. 13～09. 19 (10日間)	3
令和6年能登半島地震	石川県珠洲市	R06. 01. 24～01. 30 (7日間)	1
〃	石川県輪島市	R06. 05. 18～05. 24 (7日間)	1

●福祉教育支援活動の充実

＜第5次計画に掲げた重点項目(概要)＞

福祉の理解を促進するプログラムを開発します。また、協力者を開拓し、各年代層への福祉教育支援活動の推進を図ります。

＜検証結果＞

○児童や生徒、社会人を対象とした「福祉教育出前講座」は、福祉の講話、高齢者疑似体験、車いす体験、アイマスク体験、高齢者や障害者との交流など、対象年齢層に応じたプログラムにより実施し、障害の有無や年齢に関わらず、誰もが同じように社会に参加し、生活できるノーマライゼーション社会実現の大切さについて、受講者の理解促進を図りました。

○福祉教育出前講座の実施にあたっては、安全に安心して体験が出来るよう声掛けや見守りに協力いただくボランティアとして福祉教育サポーターを養成するとともに、市内のボランティアグループや当事者団体など、多くの協力者を開拓したことで、市民との協働をさらに進め、充実した内容で実施することができました。

○「高校生の進路アシストカレッジ」はコロナ禍で令和2年度は中止を余儀なくされましたが、翌年度はオンライン形式を取り入れたことで、新たな開催手法、個別・少人数制による細かい研修需要への対応など、多様な可能性があることを確認できました。また、市内の福祉・保育・介護施設や医療機関には、現場実習の受入先として協力を得るほか、現役の専門職を講師として派遣いただくなど、地域全体で高校生を応援する体制を構築することができました。

※高校生の進路アシストカレッジ

福祉、保育、介護、看護等の仕事に興味関心を持つ高校生を対象に、神栖市内で実際に働く専門職の姿に触れ、将来の職業選択や資格取得を目指すきっかけになることを目的として、平成24年度から実施。

(i) 福祉教育出前講座の推進

団体	実施プログラム	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
		回	延参加	回	延参加	回	延参加	回	延参加	回	延参加	回	延参加
小学校	福祉の講話	4	214	3	153			5	363	3	185	5	354
	車いす体験	10	598			1	42	8	539	10	496	8	531
	アイマスク体験	6	393			1	42	8	372	6	349	7	502
	高齢者疑似体験	8	600					7	394	7	300	6	358
	手話体験	2	168										
	点字体験	2	105	1	80			1	67	1	65	2	108
	交流会	6	418							1	79	2	99
専※	高齢者疑似体験			1	18	1	15	1	35	3	53	1	30
計		38	2,496	5	251	3	99	30	1,770	31	1,527	31	1,982
協力者延人数		239		0		5		34		69		92	

※専：専門学校または事業所からの依頼による講座。

(注)令和2年度はコロナ禍のため資機材の貸し出しのみ。

(ii) 高校生の進路アシストカレッジの開催

実施項目		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
参加者数		17	中止	12	6	9	7
うち修了者数 (高校別)		17		12	6	6	7
実習受入機関	医療・保健機関	5		オンライン形式のため実習未実施	オンライン形式のため実習未実施	5	4
	保育機関	7				8	4
	高齢者施設	3				2	1
	障害者施設	3				7	2
	計	18				22	11
講師協力者数		7		16	4	5	5

【基本目標Ⅳ】事業推進のための組織体制の発展・強化

●事業を支える財政基盤の強化

＜第5次計画に掲げた重点項目(概要)＞

広報紙やホームページ等を通じて社協の役割や活動を積極的に広報することで社協活動への理解者を増やし、会費及び寄付金の増収につなげます。

＜検証結果＞

○ホームページの全面リニューアル（令和3年11月）、スマートフォン用ページの開設など、アクセシビリティの向上を図ることで社協にアクセスしやすい環境の整備を進めました。

○市内の商店や事業所等に設置している社協募金箱が定着しつつあり、募金箱への寄付は増加傾向にあります。より多くの協力者や理解者を増やすことが自主財源の確保にもつながることを実感し、様々な媒体を利用した積極的な広報活動により社協活動の理解促進を進めることの重要性を再認識できました。

○各世帯の自治会（地区）への加入率が著しく低下している影響から一般会費は毎年減少傾向にあり、自治会の加入率が全世帯数の3割台まで低下している昨今においては、自治会の協力を主とする会員加入の方法は限界を迎えており、時代に合わせて会員会費制度を根本から見直す必要性が生じていることが明らかとなりました。

※アクセシビリティ

「アクセスできる」という意味から派生した言葉。情報やサービスに対する利用のしやすさ。

(i) ホームページの運用状況

(単位:件)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
新規記事掲載数	352	292	268	271	270	240
アクセス数(注)	20,735	25,170	54,864	144,263	186,593	198,195

(注) 令和3年10月以前は「Googleアナリティクス」のウェブページ閲覧数を使用
令和3年11月以降は「(株)情報技術CMS」の総カウント数を使用

(ii) 寄付金の状況

(単位:円)

寄付金の種類	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一般寄付金	1,755,901	1,873,460	1,499,294	1,531,770	1,126,827	1,437,447
一般寄付金(募金箱)	246,651	257,116	305,848	339,796	379,618	378,455
指定寄付金	298,839	228,272	59,337	43,710	309,151	1,332,473
計	2,301,391	2,358,848	1,864,479	1,915,276	1,815,596	3,148,375

(iii) 社協会費の状況

(単位:円)

会費の種類	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一般会費	10,822,000	10,566,500	10,068,000	9,222,300	8,601,000	7,873,000
特別会費	50,000	73,000	70,000	57,000	36,000	27,000
法人会費	3,200,000	3,300,000	3,340,000	3,380,000	3,320,000	3,590,000
団体会費	26,000	36,000	17,000	21,000	27,000	21,000
計	14,098,000	13,975,500	13,495,000	12,680,300	11,984,000	11,511,000

(参考) 神栖市の世帯数及び自治会(地区)加入率の推移(4月1日現在)

	平成25年	平成30年	令和3年	令和4年	令和5年
市世帯数	37,323	40,809	42,949	43,104	43,611
自治会(地区)加入率	61.1%	49.5%	41.8%	38.8%	36.9%

(注)神栖市ホームページ「神栖市の人口と世帯数の推移」、神栖市行政委員連絡協議会「地区活動事例集」より引用

●住民ニーズに合致した業務体制の構築

<第5次計画に掲げた重点項目(概要)>

中立公正な福祉の専門相談機関として、住民の困りごとに向き合える業務体制の構築を図ります。

<検証結果>

○社会福祉士、精神保健福祉士国家資格を保有する職員の割合が8割を超え、本会がソーシャルワークの専門組織となるため目標としていた「国家資格の保有を標準とする職員体制」の基盤が整いました。この体制はコロナ禍で増加した相談への対応時においても有効に機能し、ソーシャルワーカーの「同一業務同一対応」の確立と職員間の意思統一が促進されました。

○各職員が今まで以上に担当業務や役職に対する自覚と責任を持って職務に取り組める環境の整備と人材育成を図ることを目的に、令和4年度から全職員を対象に年2回の育成面談を開始しました。令和6年度からはこの取り組みをさらに発展させた「人事評価制度」を導入し、客観性・透明性のある人事管理の実現に努めるとともに、組織と個人レベルでのさらなる能力向上を図る基盤を整えました。

※同一業務同一対応
職員間で関係制度や情報、対応策(ノウハウ)について予め共有することで、どの職員も同じ対応をとれるよう共通認識を図ること。

(i) 事務局正職員の国家資格取得状況（7月1日時点の有資格者数）

資格種別	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
正職員数	19	19	17	18	17	16
社会福祉士	17	17	14	14	14	13
精神保健福祉士	13	13	11	13	14	13
社会福祉士実習指導者	6	6	6	7	10	11
精神保健福祉士実習指導者	6	6	6	6	6	5

(ii) 事務局体制の変遷（組織構成及び7月1日時点の職員数）

役職名・部署名等	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
正職員数	19	19	17	18	17	16
常勤職員・非常勤職員数	4	4	4	4	5	7
計	23	23	21	22	22	23
事務局長	1	1	1	1	1	1
神栖本所地域福祉総合相談センター	8	8	9	12	11	13
〃 福祉活動推進センター	5	6	7	5	5	4
波崎支所地域福祉推進センター	5	4	2	2	3	3
職員派遣	4	4	2	2	2	2
計	23	23	21	22	22	23

●時代に即応した組織の強化

<第5次計画に掲げた重点項目(概要)>

基本目標に掲げた各取り組みを着実に展開していくために必要な組織体制の強化、及び環境整備を図ります。

<検証結果>

○本会は市民からの会費・寄付金、市からの助成金等を財源の根幹とする公益法人として、透明性の高い適正な法人運営が常に求められています。そのため、社会福祉の向上に貢献する事業展開はもちろん、財政規模や事務局規模も必要最小限で最大の効果を発揮する環境整備に努め、評議員構成の見直しや福祉活動基金の計画的な活用を図りました。

○組織の強化につなげる業務環境の整備については、費用対効果を検証したうえで、クラウド型グループウェアを導入するなど、業務のICT化を進めた結果、職員間の情報共有・情報伝達、職員管理における業務効率の向上につながりました。

※福祉活動基金

本会の保有する基金。
原資は寄付金等。

※(クラウド型)グループウェア

組織内の情報共有・コミュニケーション活性化を目的としたソフトウェア。
(クラウド)インターネットを介した利用。

○大規模災害発生時や感染症の流行など不測の事態が発生しても、市民に対する相談支援、重要事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手順等を示す「事業継続計画（BCP）」を令和6年3月に策定しました。

※ICT化

インターネットのような情報通信技術を活用して、コミュニケーションをより円滑にしたり、サービスの品質を向上させたりする取り組みのこと。

※事業継続計画（BCP）

災害などの緊急事態が発生したときに、企業や事業所が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画。

（i）理事・評議員数

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
理事（定数15～18名）	18	18	18	18	18	18
評議員（定数27～40名）	40	40	31	31	31	31
監事（定数2名）	2	2	2	2	2	2

（ii）神栖市社協の財源構成（内部取引を除く各年度の決算額）

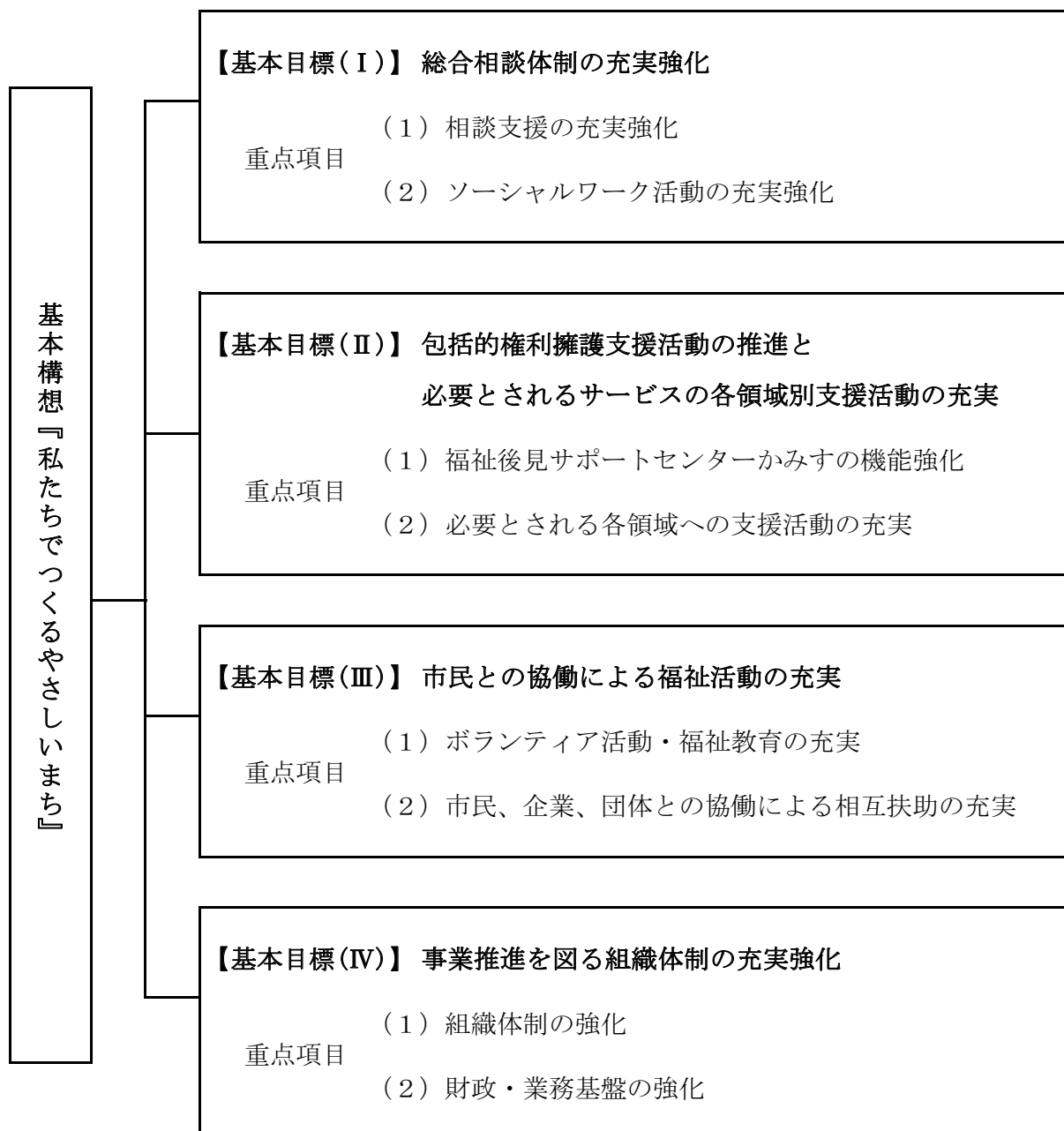
収入項目	2年度	構成比	3年度	構成比	4年度	構成比	5年度	構成比
会費収入	13,975,500	6.5%	13,495,000	6.4%	12,680,300	6.0%	11,984,000	5.7%
寄付金収入	2,358,848	1.1%	1,864,479	0.9%	1,915,276	0.9%	1,815,596	0.9%
共同募金助成金	190,269	0.1%	263,768	0.1%	360,525	0.2%	291,634	0.1%
市補助金収入	92,109,000	42.7%	92,109,000	43.5%	103,900,000	49.4%	96,383,000	45.6%
県助成金	306,360	0.1%	181,980	0.1%	256,426	0.1%	284,900	0.1%
受託金収入	49,080,373	22.7%	40,871,552	19.3%	51,645,052	24.6%	61,171,436	28.9%
事業収入	4,216,793	2.0%	5,202,321	2.5%	4,126,952	2.0%	3,464,021	1.6%
派遣料	35,318,000	16.4%	17,730,000	8.4%	17,983,000	8.6%	19,189,000	9.1%
その他の収入	1,158,185	0.5%	811,904	0.4%	995,983	0.5%	926,459	0.4%
基金取崩	17,000,000	7.9%	21,000,000	9.9%	0	0.0%	0	0.0%
前期繰越金	123,550	0.1%	18,310,000	8.6%	16,448,598	7.8%	15,937,633	7.5%
計	215,836,878		211,840,004		210,312,112		211,447,679	

第2章 「私たちでつくるやさしいまち」の実現に向けた取り組み

1. 第6次計画 基本目標

- 本計画では、基本構想に沿って基本目標を体系化し、本会活動の基本姿勢（平成22年制定）に基づいて各事業を推進していきます。

<第6次計画の体系図>



＜神栖市社会福祉協議会活動の基本姿勢＞

1. 社協の「唯一無二性」の発揮

他の機関や団体では実施しにくい、又はできない少数派故に社会化されていない分野の人々の生活課題に関わり、地域住民や行政と共にその解決のために「必要とされる取り組みを進める」ことが本会活動の根幹であり、社協の「唯一無二性」である。

2. 新たな福祉ニーズへの迅速な対応

急激な高齢化や家族構造の大きな変化に伴って出現する新たな福祉ニーズに、迅速にフレキシブルに応えていくという、特徴的な役割を最大限発揮していくことで地域福祉の充実に貢献する。

3. 新たな分野への先駆的事業展開

これから必要性の高まりが予測され、さらにその課題への対応機関・サービスが無い、もしくは生まれにくい分野への取り組みを先駆的に展開し、住民生活の「生活安心感」の高まりに貢献する。

4. 新たな社会資源の創設

住民の生活課題とその解決策（社会資源）との関係の中で、生活課題を抱えた人々が少数派であるために、他の多くの住民が社会的課題であることに気づいていない問題を広く正しく伝えることを繰り返し、新たな社会資源の創設に貢献する。

5. 他機関や市内で活動する福祉専門職の応援

社会資源のメニューとしては存在するものの、本来的な機能やその特徴を様々な理由により発揮できていないでいる状況に関わり、本来機能を発揮出来るよう他機関や専門職を支援し、社会資源の質的向上に貢献する。

6. 使い勝手の良い福祉総合相談機関としての役割発揮

様々な機関・団体とのつながりを強化し「どこに相談したらいいかわからなくても社協に問い合わせれば適切な解決機関につないでくれる」と、住民にとって使い勝手の良い福祉総合相談窓口としての役割発揮により地域ケアシステム構築に貢献する。

7. 専門職集団としての信頼を得られる活動

1から6の取り組みを起動させ、実践していくために必要な準備・努力を全職員が実行し、住民、他団体・機関、行政等から市内唯一の中立公正な専門職組織としての信頼を得られる活動を通じて、本市の地域福祉の向上に貢献する。

（平成22年3月。第3次地域福祉活動計画策定委員会の協議を経て制定）

2. 第6次計画 実施計画

【基本目標（Ⅰ）】 総合相談体制の充実強化

福祉の総合相談窓口として、地域の支援者や関係機関と相互に連携し、どのような相談にも適切に応じられるよう、生活課題の発見から解決に至るまで、全ての相談に対して社会福祉士・精神保健福祉士の専門職が対応します。

●重点項目（１）相談支援の充実強化

- 全職員が社会福祉士・精神保健福祉士国家資格保持を標準とし、どのような相談に対しても組織全体で応じることができる「同一業務同一対応」を実践します。
- 市内外の相談機関や支援者と日々連携し、双方に顔が見える関係性を構築することにより、高齢者や障害者世帯における権利擁護の課題、物価高騰による経済的問題など複雑な相談に対し迅速な解決が図れるよう、適切な制度やサービス利用へつなぎます。

<実施計画>

① より充実した相談支援体制の強化

- ・福祉の総合相談窓口として、高齢者、障害者、生活困窮者など幅広い分野の福祉課題を受け止め、各種関係機関と連携し、「同一業務同一対応」の体制のもと、組織全体で重層的で横断的な相談援助を行います。
- ・職員間の事例検討会を毎月1回開催し、相談ケースのニーズ分析、継続対応ケースの情報共有などから潜在的なニーズの発見、必要な専門相談等の事業化の検討を行います。

② 他機関との意見交換・情報共有の充実

- ・市民からの相談に的確に対応するため、福祉法制度の改正や市役所各課等が展開する事業、新たな制度・施策の情報を適時収集し、常に情報のアップデートを図ります。
- ・複合的な課題を抱える世帯に関する担当者会議や事例検討会議等の開催あるいは他機関の主催する会議への参加を積極的に行い、課題解決に向

※保護司

保護司法・更生保護法に基づき法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪や非行に陥った人の更生を任務とする。

※地域包括支援センター
地域に住む高齢者の生活をサポートする相談・支援窓口

※障害者計画相談支援事業所
障害福祉サービスを利用するための「サービス等利用計画」を作成する事業所。

けた連絡・調整がスムーズに図られるように働きかけます。

- ・相談者が適切な制度や機関に迅速につながるよう、地域の身近な相談窓口である民生委員をはじめ、保護司、地域包括支援センター、障害者計画相談支援事業所、市民協働課で実施する困りごと相談や女性総合相談といった、様々な領域で相談支援活動を実践する機関と、お互いに顔の見える関係を築きながら、意見交換・情報共有の場を確保します。

※困りごと相談

市のどの部署へ相談したらいいかわからないとき、気軽に相談できる総合案内。

※女性総合相談

仕事、家庭、DV、セクハラなど女性が抱える悩みや困りごとの相談窓口。

実施計画	1年次 令和7年度	2年次 令和8年度	3年次 令和9年度	4年次 令和10年度	5年次 令和11年度
I-(1)-① より充実した相談 支援体制の強化	「同一業務同一 対応」の体制に よる相談支援	→	→	→	→
	事例検討会の実 施(月1回)	→	新規専門相談 事業の検討	→	→
I-(1)-② 他機関との意見交 換・情報共有の充 実	行政関係課との 情報共有	→	→	→	→
	担当者会議等の 開催・参加	→	→	→	→
	民児協へ事業 説明	→	→	→	→
	障害者計画相 談事業所連絡 会にて事業説明	→	→	→	→
	ケアマネジャー 定例会にて事業 説明	→	→	→	→
		保護司会へ事 業説明	→	→	→
			女性相談員へ 事業説明	→	→

●重点項目（2）ソーシャルワーク活動の充実強化

○公的福祉では補えない制度の狭間にある福祉課題に対して、市内の状況やニーズを把握する機会を確保し、課題解決に向けた取り組みを新たに企画し実践に移します。

○令和4年度に発足した「ミスマッチを防ぐための障害事業所情報交換会」においてサービス種別ごとの情報交換や課題を共有する場を設けたことで、市内の事業所間連携が向上し連帯感の高まりにつながったことから、

※制度の狭間

公的福祉サービスでは、対象とならない福祉ニーズ、生活課題が生じている状態のこと。

他サービスにおいてもその取り組みを広げます。

<実施計画>

① 福祉課題の把握と事業化

- ・地域ネットワーク勉強会は、精神障害や発達障害、ひきこもり、権利擁護など、総合相談に寄せられた内容から、社会資源が不足する分野の課題を社会化していくことと、ご家庭や事業所等で実際に支援にあたっている方々を応援することを目的として開催を継続します。
- ・地域ネットワーク勉強会の参加者同士のネットワーク構築を進め、既存の社会資源の点検や改善、本会での事業化も含めた新たな支援のしくみづくり、社会資源づくりにつなげます。

② 社会資源の連携・組織化の促進

- ・CSWが福祉分野における各種会議に積極的に参加し、関係機関との連携を図るとともに、市や他機関が主催する担当者会議や政策レベルの会議に参画し、関係機関とのネットワーク強化を図り、地域の福祉課題に対して必要な提言を行います。
- ・本会の中立公正なソーシャルワーク機関としての連絡調整機能を活かし、市内の障害者グループホームや放課後等デイサービスなどの事業所間連携に向けて情報交換会等を企画・実施します。

※CSW

コミュニティソーシャルワーカーの略。
地域社会における人々の生活上の課題解決の援助を行う人。

※障害者グループホーム
障害のある方が必要な支援やサポートを受けながら、共同生活を行うことができる住まいのこと。

※放課後等デイサービス
就学中の障害児を対象に、放課後や長期休暇等の際に生活能力の向上や自立を促進するための支援を行う福祉サービス。

実施計画	1年次 令和7年度	2年次 令和8年度	3年次 令和9年度	4年次 令和10年度	5年次 令和11年度
I-(2)-① 福祉課題の把握と 事業化	地域ネットワーク 勉強会開催	→	→	→	→
	必要な社会資源 の組織化・事業 化	→	→	→	→
I-(2)-② 社会資源の連携・ 組織化の促進	福祉分野別の各 会議に参加	→	→	→	→
	就労支援事業 所情報交換会の 定期開催	→	→	→	→
	グループホーム 訪問・ニーズ調 査	グループホーム 意見交換会の実 施	→	→	→
			放課後等デイ サービス訪問・ ニーズ調査	放課後等デイ サービス意見交 換会の実施	→

【基本目標(Ⅱ)】包括的権利擁護支援活動の推進と

必要とされるサービスの各領域別支援活動の充実

高齢者や障害者の権利擁護支援、精神障害者・発達障害者・ひきこもり状態にある方の支援など、制度や社会資源が充足されていない領域の支援体制を強化します。

●重点項目（１）福祉後見サポートセンターかみすの機能強化

- 支援対象者の増加が今後も見込まれる日常生活自立支援事業と、判断能力が不十分な方の権利を法的に守る成年後見制度による法人後見受任事業を一体的に取り組みます。
- 権利擁護支援の必要な方が、適切な相談窓口や制度にスムーズにアクセスできる環境を整えるために、関係機関への事業説明や情報提供、広報活動の充実を図ります。

<実施計画>

①福祉後見サポートセンターかみすの体制強化

- ・日常生活自立支援事業（茨城県社協受託事業）の利用者増加に対応できるよう、計画的に生活支援員の増員を図ります。
- ・日常生活自立支援事業と法人後見受任事業の本会対象者の範囲を関係機関に正しく理解してもらえるよう、連携の初期段階から担当者会議、事例検討会を通じて、各種取り組みの共通理解を図ります。
- ・市の設置する中核機関との連携を進め、日常生活自立支援事業や法人後見受任事業による支援を必要とする方が適切な相談窓口につながり、スムーズに利用ができる環境を整えます。

②権利擁護事業の理解・促進

- ・行政、民生委員、地域包括支援センターなどが参加する会議に出席し、権利擁護活動についての説明を積極的に行い、制度理解の促進を図ります。
- ・関係機関の専門職を対象とした権利擁護事業の理解啓発および実践力向上を目的に研修会、勉強会（地域ネットワーク勉強会等）を開催します。

※権利擁護

自己の権利を表明することが困難な、または自己の権利が侵害されていることを自覚できない、寝たきりの方や認知症高齢者、障害者の人権を守り、権利表明を支援し代弁すること。

※中核機関

成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度の利用を必要とする方が安心して制度利用できるよう「地域連携ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関。

- ・認知症高齢者や精神疾患のある方がスムーズに権利擁護支援につながる環境整備を進めるために、医療機関を訪問し情報交換や事業説明を行います。
- ・ホームページでの紹介や広報紙にて特集号を企画するなど、広報の充実を図ります。さらに、施設や企業、わくわくサロン等に出向いての「出前講座」を展開し、判断能力が不十分な方の権利を守る必要性や支援することの重要性について、市民の理解を広げます。

実施計画	1年次 令和7年度	2年次 令和8年度	3年次 令和9年度	4年次 令和10年度	5年次 令和11年度
Ⅱ－(1)－① 福祉後見サポート センターかみすの 体制強化	生活支援員増員検討(日常生活自立支援事業)	利用者数に応じた生活支援員の増員	→	→	→
	事例検討会等の開催・参加	→	→	→	→
	中核機関との連携	→	→	→	→
Ⅱ－(1)－② 権利擁護事業の理 解・促進	関係機関へ事業説明・情報交換	→	→	→	→
	研修会、勉強会等の開催	→	→	→	→
	医療機関へ訪問・事業説明	→	→	→	→
	広報活動の充実 出前講座の実施	→	→	→	→

●重点項目（2）必要とされる各領域への支援活動の充実

- 精神障害者、発達障害児者、ひきこもり状態にある方といった、制度や社会資源が十分に整っていない領域の関係機関との支援ネットワークづくりを進め、支援体制のさらなる充実を図ります。
- 社会福祉士・精神保健福祉士等の資格保有者による精神疾患や発達障害を抱える方などを対象とした専門相談の充実強化を図ります。

＜実施計画＞

① 精神障害者の地域生活支援の充実

- ・本会の精神保健福祉士が相談対応する「こころの相談室」は、こころの不調を抱える方やそのご家族にとって初期相談の場としての機能を果たせるよう、広報を充実し、市民に広く周知します。
- ・精神障害者デイケアは、事業対象者のスムーズな利用につながる体制を整えるために、市内及び近隣市の精神科医療機関への事業説明を定期的に行います。
- ・福祉サービスの利用を検討される方が、興味関心や希望に合った事業所やサービスへスムーズにアクセスできる環境を整備するために、就労支援事業所やグループホーム等がお互いの特徴を知り合い、情報交換できる機会を積極的につくります。
- ・精神障害者がより福祉サービスを利用しやすいまちとなるよう、当事者の声など具体的な要望をとりまとめ、神栖市が設置する地域自立支援協議会において代弁・提言します。

② 発達障害者の地域生活支援の充実

- ・大人の発達障害支援の重要性を多くの事業所に正しく理解してもらえるよう「大人の発達障害支援基礎研修会」を開催し、市内すべての計画相談支援事業所等への基礎研修会修了者の配置を目指します。
- ・「大人の発達障害支援基礎研修会」の修了者を対象としたフォローアップ研修を開催します。

③ ひきこもり家族支援の充実

- ・精神保健福祉士が引き続き、ひきこもり状態にある方の家族への相談支援を実施する体制を維持し、相談日を固定せずいつでも相談に応じられるよう開催手法を変更します。

④ 生活困窮世帯への支援継続

- ・緊急生活支援、無料低額診療制度、生活福祉資金等の生活困窮者支援については、全職員が対応できるよう事例検討や研修会を定期的に開催します。

- ・コロナによる特例貸付の償還に関する相談については、茨城県社協との一部委託契約に基づき適切に対応するとともに、生活困窮者自立支援事業や公的制度との重層的な支援を展開します。

実施計画	1年次 令和7年度	2年次 令和8年度	3年次 令和9年度	4年次 令和10年度	5年次 令和11年度
Ⅱ－(2)－① 精神障害者の地域 生活支援の充実	こころの相談室 の広報の充実	→	→	→	→
	精神科医療機 関への事業説明 訪問	→	→	→	→
	就労継続支援 事業所の情報交 換会の開催	グループホーム の情報交換会の 開催	→	→	→
	市自立支援協 議会への代弁・ 提言	→	→	→	→
Ⅱ－(2)－② 発達障害者の地域 生活支援の充実	大人の発達障害 支援基礎研修 会の開催	→	フォローアップ 研修の検討	検討結果による 内容の研修を開 催	→
Ⅱ－(2)－③ ひきこもり家族支 援の充実	ひきこもり家族相 談の実施	→	→	→	→
Ⅱ－(2)－④ 生活困窮世帯への 支援継続	緊急生活支援、 低額診療申請、 生活福祉資金 申請受付の継続	→	→	→	→
	特例貸付に関す る相談支援の実 施	→	→	→	→

【基本目標(Ⅲ)】市民との協働による福祉活動の充実

ボランティアな取り組みを通じた市民同士の相互扶助活動や、全市民を対象とした福祉教育活動に取り組みます。

●重点項目（１）ボランティア活動・福祉教育の充実

○福祉分野を中心としたボランティア活動の情報発信を広報紙やホームページを通じて、活動の周知を図ります。

○児童、生徒向けの福祉教育活動の重要性から新たな講座メニューの開発を通じて、福祉教育出前講座をブラッシュアップします。

※ブラッシュアップ
あるものを洗練させ、完成度を高めること。

<実施計画>

① ボランティア活動・目的別コミュニティ活動の充実

- ・ボランティア活動を実践する個人や団体、様々な活動メニューの案内を通じて、広く市民にボランティア活動の魅力・やりがいを伝え、活動者の裾野を広げます。
- ・地域ごとにそれぞれに実践されているわくわくサロン（高齢者サロン）や、当事者グループ等の目的別コミュニティ活動を広く紹介し、新たな地域でも展開できるよう支援します。

② 福祉教育の充実

- ・児童、生徒が理解しやすいプログラムを開発し、福祉教育サポーター（市民ボランティア）との協働による福祉教育を推進します。また、企業や事業所への出前講座等、社会人向けの福祉教育にも注力します。
- ・「高校生の進路アシストカレッジ」は、多くの高校生がより参加しやすく、将来の進路選択に役立つ企画となるよう、開催手法をリニューアルし、市内の施設との協力体制を軸に個別・少人数制による細かい研修需要に対応します。

実施計画	1年次 令和7年度	2年次 令和8年度	3年次 令和9年度	4年次 令和10年度	5年次 令和11年度
Ⅲ－(1)－① ボランティア活動 ・目的別コミュニティ活動の充実	ボランティア活動者の情報発信等の支援	→	→	→	→
	目的別コミュニティ活動の支援	→	→	→	→
Ⅲ－(1)－② 福祉教育の充実	市民との協働による福祉教育出前講座の推進	→	福祉教育サポーター養成講座実施	→	→
	高校生の進路アシストカレッジのリニューアル	→	企画再考	→	→

●重点項目（２）市民、企業、団体との協働による相互扶助の充実

- 災害発生時には、神栖市地域防災計画に基づき、災害ボランティアセンターを開設する可能性が生ずるため、定期的にマニュアルを確認し、関係機関と平時からの意思疎通を図ります。
- 本会広報活動を通じて、市民、企業、団体の福祉実践を積極的に応援し、相互扶助による社会貢献活動の機運を高めます。

<実施計画>

①災害ボランティア受入体制整備

- ・神栖市地域防災計画改訂に合わせたマニュアルの見直しを行い、適宜、市の災害対策担当課と情報共有を進め、災害時には適切な対応ができるよう体制を整えます。
- ・市外被災地の災害ボランティアセンターには、茨城県社協と県内市町が締結する「社会福祉協議会における災害時支援に関する協定」に応じて職員派遣による応援を積極的行います。

②市民、企業、団体の参加による相互扶助活動の充実

- ・市民、企業、団体から寄せられた消費期限が近づきつつある食品類を、福祉施設やボランティア団体に繋ぐ「もったいないを橋渡しプロジェクト」について、広報紙やホームページでの周知を強化し、市内の食品ロス削減に向けて積極的に展開します。

※災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル
大規模災害時における基本的な考え方及びボランティアの受け入れから活動までの運営方法について定めている。

- ・住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみす」については、高齢者・障害者の各種制度の充実に合わせて、住民参加により補完すべき支援範囲の検証を行い、今後の方向性について検討します。

実施計画	1年次 令和7年度	2年次 令和8年度	3年次 令和9年度	4年次 令和10年度	5年次 令和11年度
Ⅲ－(2)－① 災害ボランティア 受入体制整備	災害ボランティア アセンダー立上 マニュアル確認	→	市地域防災計 画改訂に合わせ マニュアル改訂	→	→
	市外被災地の災 害ボランティアセ ンター運営支援	→	→	→	→
Ⅲ－(2)－② 市民、企業、団体 による相互扶助活動 の充実	もったいないを 橋渡しプロジェク トの周知・強化	→	→	→	→
	ういるかみすの 支援範囲の検証	検証結果による 見直し	→	→	→

【基本目標(Ⅳ)】事業推進を図る組織体制の充実強化

地域福祉の中核を担う公益法人として中立・公正を遵守し、神栖市の社会福祉の増進に寄与できるよう、財政基盤を含め法人規模の適正化を図り、時代の変化に柔軟に対応できる強い組織体制を構築します。

●重点項目（１）組織体制の強化

- 社会情勢の変動に伴う市民の生活課題の変化に柔軟に対応しつつ、ソーシャルワーク専門機関としての役割が十分に発揮できるよう法人組織のさらなる強化に取り組みます。
- ソーシャルワークを担う事務局職員は常に専門性の向上をめざし、計画的な人材の確保と育成を図ります。また、市福祉部等関係機関への専門職派遣を継続します。

<実施計画>

① 法人規模に見合った役員構成

- ・本会の財政や事業規模、今後求められる役割と機能、活動分野を見据え、新たな役員構成による組織体制を構築します。

② 専門職派遣の継続・推進

- ・職員の派遣を継続し、新たな派遣要望にも応じられるよう職員体制を整え、行政や福祉関係機関等の相談支援機能の充実に寄与します。

③ 国家資格を有する職員の増強

- ・引き続き正職員は社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格取得を標準とし、未取得の職員には国家資格取得のための支援を継続します。

④ 業務遂行の向上を図る人材育成

- ・人事評価システムを適正に機能させ、人員配置や能力開発・育成、昇給・昇格と連動した人事管理体制を整備します。

⑤ 「事業継続計画（BCP）」の点検と見直し

- ・大規模災害発生時や感染症の流行などの不測の事態に備え、緊急時に必要な備品のチェックを定期的に行い、計画は市地域防災計画の改訂に合

わせて必要な見直しを行います。

実施計画	1年次 令和7年度	2年次 令和8年度	3年次 令和9年度	4年次 令和10年度	5年次 令和11年度
IV-(1)-① 法人規模に見合った役員構成	構成変更 理事・監事改選		理事・監事改選		理事・監事改選
	構成変更 評議員改選				評議員改選
IV-(1)-② 専門職派遣の継続・推進	派遣継続(2名)	→	→	→	→
	派遣枠増(1名) 協議	1名増員		派遣枠増(1名) 協議	1名増員
IV-(1)-③ 国家資格を有する職員の増強	社会福祉士 1名増	精神保健福祉士 1名増	社会福祉士 1名増	精神保健福祉士 1名増	
	職員採用(1名)			職員採用(1名)	
	資格取得支援	→	→	→	→
IV-(1)-④ 業務遂行の向上を図る人材育成	人事評価実施	研修体制との連動	人員配置へ反映	昇格等の基礎資料として活用	→
	人事評価者研修実施	→	→	→	→
IV-(1)-⑤ BCPの点検と見直し	備品のチェック	→	神栖市地域防災計画改訂に合わせて見直し	→	→

●重点項目（2）財政・業務基盤の強化

○自治会（地区）加入率の現状を踏まえ、地区の協力による会員加入方法の見直しを図るなど、時代に合わせた会員制度の再構築と寄付をしやすい環境整備に取り組みます。

○公益法人として法人規模に見合った財源の確保を図りつつ、業務遂行の効率性を高められる環境の整備を図ります。

<実施計画>

① 時代に合わせた会員会費制度の整備

- ・地区の協力による会員の加入方法の見直しを行い、最も賛同が得られやすく、加入意思が示しやすい方法への切替を検討します。

② 寄付のしやすい環境の整備

- ・税額控除対象法人の認可、キャッシュレス決済の導入など、いつでも、

※税額控除対象法人
認可を受けた社会福祉法人へ支出した寄附金は税額控除制度の適用を受けることが可能となる。

※キャッシュレス決済
現金を直接やりとりせず支払いをする方法。クレジットカード・電子マネー・モバイル決済など。

どこでも、気軽に寄付のできる環境の整備を図ります。

③ 理解者を増やす広報の充実

- ・市民や行政等関係者から社協活動への理解と共感を得られるよう広報紙・ホームページの充実を図るとともに、SNS等の活用も強化し、広く情報が届けられる工夫をします。

④ 福祉活動基金の計画的運用

- ・基金の原資を、市民にとって必要な自主事業の開発・継続、そのための設備投資等の財源として有効活用できるよう、保有限度額の再検証を行い、計画的な運用を図ります。

⑤ 業務環境の整備

- ・職員の休暇承認や福利厚生など労務・庶務管理にかかる届出の電子化など、業務効率を高め、かつペーパーレスや経費削減につながるICT技術の導入を図ります。

⑥ 専門職派遣による事業収入の確保

- ・労働者派遣事業による行政各課等への専門職派遣を計画的に拡大していくことで事業収入（自主財源）の確保に努め、自主財源率を高めることにより市からの助成金要望額の減額につなげます。

実施計画	1年次 令和7年度	2年次 令和8年度	3年次 令和9年度	4年次 令和10年度	5年次 令和11年度
IV-(2)-① 時代に合わせた会員会費制度の整備	会員制度見直し検討	実施	→	→	→
IV-(2)-② 寄付のしやすい環境の整備	税控除対象法人申請	実施	→	→	→
		キャッシュレス決済検討	導入及び効果検証	→	→
IV-(2)-③ 理解者を増やす広報の充実	ホームページ改善	→	→	→	→
	X(旧twitter)の活用継続	→	新たなSNS等の導入検討	→	→
IV-(2)-④ 福祉活動基金の計画的運用	保有限度額検討	計画的運用	→	→	→
IV-(2)-⑤ 業務環境の整備	ICT化すべき業務の抽出	導入準備	導入及び効果検証	→	→
IV-(2)-⑥ 専門職派遣による事業収入の確保	(派遣2名)	1名増員 (派遣3名)	→	→	1名増員 (派遣4名)

参考資料

目 次

1. 『全社協・地域福祉部 News File』（写し）	4 3
2. 『NORMA「社協情報」令和4年4月－5月号』（写し）	4 5
3. 神栖市社協の主な事業・職員数・決算額の推移（H17～R6）	4 7
4. 第6次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	5 3
5. 第6次地域福祉活動計画策定の経緯	5 5
6. 地域福祉活動計画策定委員会設置要項	5 7
7. 神栖市社会福祉協議会職員行動原則	5 9
8. 用語の解説（50音順）	6 1

1. 『全社協・地域福祉部 News File』(写し)

全社協・地域福祉部 News File No.170



全社協・地域福祉部 News File No.170

令和5年4月17日号

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

地域福祉部/生活福祉資金貸付事業支援室

全国ボランティア・市民活動振興センター

<https://www.zcwvc.net/>

- 『全社協・地域福祉部 News File』は、市町村社協法制化40周年を迎え、コロナ特例貸付を経験した今こそ、各社協が今後の目指すべき方向性を考える参考となるよう、全社協地域福祉推進委員会の各種専門委員会の検討状況や社協事業・活動関連の制度動向等をお伝えします。

< 配信先 >

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当・生活福祉資金担当、市区町村社会福祉協議会

<< 配信元 >>

全国社会福祉協議会 地域福祉部/生活福祉資金貸付事業支援室/全国ボランティア・市民活動振興センター

TEL: 03-3581-4655 E-mail z-chiiki@shakyo.or.jp

今号のトピック

コロナ特例貸付を通じた社協実践

- 特例貸付の対応で再確認した「社協で大切なこと」
(茨城県・神栖市社会福祉協議会)

社協の果実

- 東京都社会福祉協議会「チームで取り組む地域共生社会づくり Vol.2 ～民生児童委員・社会福祉法人・社会福祉協議会の3者連携による4つの実践事例集」

全社協からのお知らせ

- 全社協地域福祉推進委員会「重版出来 コロナ特例貸付を通じた支援 社会福祉協議会の実践事例集」
- 全社協出版部「月刊福祉令和5年5月号 特集：続・子どもを中心においた支援を実現するために」

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第1回介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」(令和5年4月10日)
- 福祉医療機構「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 現況報告書等で見られる誤り一覧」(令和5年4月3日)
- 厚生労働省「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(令和5年3月31日 第12版)」(令和5年3月31日)

情報提供・ご案内

- 国土交通省「令和5年度居住支援協議会等活動支援事業」(締切：令和5年4月28日)
- 国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム導入フロー」(令和5年4月14日)
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター「就労支援のためのアセスメントシート活用の手引(令和5年4月11日 ver.1.1)」(令和5年4月11日)

コロナ特例貸付を通じた社協実践

◎ コロナ特例貸付を通じた社協実践を紹介します。

◎ 随時、掲載する社協実践を募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご連絡ください。

特例貸付の対応で再確認した「社協で大切なこと」

(茨城県・神栖市社会福祉協議会)

茨城県・神栖市社会福祉協議会の特例貸付の対応コンセプトは「広報とチームで業務を遂行する職員体制」です。神栖市社協は、特例貸付の取り組みの工夫について、「いち早く正しく全て公開し、必要な人へ必要な情報が行き渡り、相談者自らが判断できるよう広報に力を入れた」、「職員の誰もが等しく相談対応が出来るよう、チームで業務を遂行する職員体制を整備した」、これらを重点にコロナ禍の収入減少者への経済的な支援として特例貸付を職員一同で取り組み対応しました。

■ 100年分に相当する相談に対応

特例貸付は、令和2年3月25日に始まり令和4年9月30日に受付が終了しました。神栖市社協での特例貸付の延べ申請受付件数は、5,107件（小口1,787件、総合1,757件、延長791件、再貸付772件）、延べ相談対応件数が20,520件にのびりました。平成30年度コロナ禍前の生活福祉資金の相談対応件数が約200件であったことから、この2年6か月間は100年分に相当する相談に対応したことになります。

貸付実件数については、単純に人口割で見た件数で県内平均の2倍以上の実績となりました。

■ 継続した広報と関係機関との連携

神栖市社協では、必要な人へ必要な情報が届くよう広報を第一と考え、毎月発行している「かみす社協ニュース」に令和2年5月号から令和4年10月号まで、特例貸付の情報を漏れなく掲載しました。更に神栖市社協ホームページや「広報かみす」にも特例貸付の情報を掲載しました。その他にも、関係機関の相談窓口として、神栖市役所社会福祉課や市民協働課、企業港湾商工課、市民課などと情報共有を図り、市民に情報が行き渡るよう協力いただきました。

■ 相談者の増加に合わせた体制整備

激増した相談に対して神栖市社協では、相談者数に合わせて、次長以下、地域福祉総合相談センターの9人の正職員の誰もが等しく相談を受けられるよう体制を整備し、また人材派遣会社より、多い時期で一日4名の派遣スタッフを配置して受付対応や事務処理を行いました。職員ミーティングを毎日実施し、対応の効率化や課題の調整、要件の変更など、職員間で情報共有を図り、急ぎの内容であれば、日中の業務時間内でもスポット的にミーティングを実施するようにしました。複雑で多様化した相談内容と制度の狭間で職員一人で悩むのではなく、全体の課題として、茨城県社協と連携を密に図り対応してきました。

神栖市社協では、普段から社協を広く市民に周知するべく、「かみす社協ニュース」や神栖市社協ホームページなどで社協事業を広報しています。また成年後見制度利用相談、障害者相談、こころの相談、ひきこもり家族相談などの各専門相談に対して、経験年数によって習熟度に違いがありますが、各職員がソーシャルワーカーとしての自覚を持ち、職員同士の情報共有に努めています。この日常からの業務遂行の職員体制が今回の未曾有の事態に職員一丸となって対応できたことにつながりました。

社協につながった人は、まだまだ一握りの人で、多くの人は社協を知りません。このコロナ禍での経験を活かし、「広報とチームで業務を遂行する職員体制」を大切に、市民皆さんから頼っていただける組織を目指し、これからも神栖市社協の各事業を通じて存在意義を理解して頂けるよう広報に力を入れていきたいと思います。

神栖市社会福祉協議会 社協職員レポート～特例貸付の対応で再確認した「社協で大切なこと」～
<https://www.kamisushakyo.jp/page/page001847.html>

『NORMA「社協情報」令和4年4月～5月号』（写し）

社協活動
最前線

神栖市社会福祉協議会

職員の資格取得の推進と行政機関等への派遣を通じた福祉相談窓口のネットワーク強化



世界各国からの船舶で賑う国際貿易港を望む港公園内の展望台（写真提供：神栖市）

コロナ禍において特別貸付等の業務に追われ、地域内での人材育成が十分実施できていない社協が多いなか、神栖市社協では非常にユニークな人材育成方針を掲げている。正規職員全員が社会福祉士などの国家資格の取得をめざし、ソーシャルワークの専門家として行政機関等に人材派遣を行い、福祉相談窓口の強化を図っているのだ。その具体的なシステムについて、取材した。

社協データ

【地域の状況】（2022年3月末現在）		【主な事業】	
人 口	34,776人	● 地域福祉推進事業	
世 帯 数	13,041世帯	● 精神保健福祉支援事業	
高齢化率	24.0%	● 成年後見制度に関する事業	
【社協の状況】（2022年3月現在）		● 日本年金基金立寄事業	
専 門 員	18名	● 精神障害者デイケア事業	
計 議 員	31名	● 障害者福祉支援事業	
助 理 員	2名	● 生活困窮者自立支援事業	
職 員 数	27名	● 障害者福祉相談事業	
（正規職員18名、非正規職員4名）		● 障害者就業支援事業	

国家資格の取得にこだわった理由

神栖市社会福祉協議会（以下、市社協）が、正規職員全員が社会福祉士等国家資格の取得をめざすという考え方を導入したのは、2006年のことである。その経緯について、横田勝事務局長は次のように語る。

「きっかけとなったのは、阪神・淡路大震災の時に私が被災地支援で現地入りした際、全国から派遣された社協職員たちが被災者の支援ニーズをどのように把握していくのか、そのためのスキルアップとして社会福祉士試験について話し合っている姿に感銘を受けたことでした。被災地支援で忙殺されながらも、支援力のスキルアップに向けて必死に勉強している人がある。とても刺激を受け、遅まきながら私も社会福祉士にチャレンジしようと思ったのです。

改めて福祉のイロハを学ぶことで、社協に求められている本質が見えてきた。自治体からの要請に応えるだけの組織ではなく、地域に潜んでいるニーズをくみ上げ、支援体制をゼロから構築する活動を進めたいと考えようになったという。まず取り組み始めたのが、精神障害者への支援だった。当時、市内には精神

障害者の居場所がほとんどなかったため、社協の自主財源で精神保健デイケアを立ち上げた。そこに集まってきた多数の利用者への支援実績をもとに、行政へ事業の意義を提案。結果として、市の精神障害者デイケア事業として受託し、業務を任せられることになったのである。

福祉の専門家集団であるために

社協が地域のニーズを把握し、自主財源で実践した後、新たな福祉施策を行政に提案し、それを委託してもらう——市社協の新たな能動的活動スタイルは、こうして始まった。行政の手続きのなかでは、どうしても少数派の確率は後回しにされがちだ。社協だからこそ、行政がやりにくい部分に光を当て、制度化へと動き出すことができる。

問われてくるのが、職員の資格問題だった。社協職員は基本的に福祉分野以外への異動がない。そのため、行政職員と比較すると福祉全般に関する知識は豊富である。しかし地域の専門職（医師や介護士等）とやりとりする段階になると、社協の看板だけでは通用しない。やはり一定の国家資格を持ったソーシャルワーカーとして対応しないと、対等な立場で対象者の支援方針を議論するこ

とが難しいのだ。

横田事務局長はそんな思いもあって、職員に国家資格の取得をめざすよう義務づけた。正規職員である限り、基本的に社会福祉士を取得する。続けて精神保健福祉士、そして社会福祉士相談実習指導者の資格等をめざしてもらう——この方針は、『第2次地域福祉活動計画改訂版』（平成17年度～平成21年度）にも正式に明記されている。

「資格取得をめざすことを義務づけたのは、職員の処遇を保障するためでもあります。国家資格をもつ職員を標準職員とし、昇給や賞与にも影響することを明文化しました。これにより行政職員と同程度の給与水準を保っています。同時に資格取得を後押しする制度も創設し、必要経費の4/5を助成できるようにしています」と、横田事務局長。

もちろん「資格がある」からといって、「仕事ができる」ことに結びつかないのは事実だ。しかし市社協が福祉の専門家集団として実務者から一目置かれる存在になるためにも、社協職員は「国家資格者であるべきだ」という認識を全職員が持っていてほしいと、横田事務局長は訴え続けてきたのである。結果は社会福祉士取得率77%、精神保健福祉士取得率72%という数値に現れている。

神栖市 (茨城県)

茨城県最南端に位置する市。開港する鹿嶋とともに、鹿島臨海工業地帯を形成する。以前は農業と漁業が中心の市の福島と呼ばれていたが、鹿島開発によって重化学コンビナートが立ち並び、工業立地企業からの税収が財政を支えている。2005年に神栖町が波崎町と合併し、現在の神栖市となった。

行政機関等への人材派遣業を スタート

さらに市社協では、2014年から国家資格のある職員を行政等に派遣するという新しい事業をスタートさせている。特定労働者派遣事業として厚生労働大臣に届出（2018年一般労働派遣事業の認可を取得）、社協職員を市役所の各課に常駐させるという内容である。橋田事務局長は説明する。

「行政の福祉各課の相談現場では、社会福祉士や精神保健福祉士の専従配置が進まないなかで、精神障害を抱える生活保護受給者への援助や児童虐待の疑いのある世帯への関わり、認知症がある高齢者夫婦への包括的支援など、複雑な相談が増加し資格と一定の経験を有するマンパワーをいつも求めている状況でした。他機関と連携しながら解決まで丁寧に市民に関わることを求められる行政職員をバックアップし、さらには福祉各課でソーシャルワークを定着させていく仕組みづくりに協力できればと、資格のある社協職員を派遣したいと申し出たわけです」

行政としては、雇ってこない提案だった。人手不足を解消できるうえ、社協への助成金を「業務委託料」に振り替えることができる。派遣した職員のミッションは、ソーシャルワークの基本と庁内連携の重要性を福祉各課の職員に伝えていくことである。

効果は絶大だったと橋田事務局長は言う。現在は2名の職員が2課に派遣されているのだが（令和2年までは4名を4課）、課をまたいだ連絡調整が格段に取りやすくなった。同じ社協の職員同士だから、相談があると即座にケースに応じたミ

ニ会議を実施できる。解決までのスピードは非常に早くなり、住民サービスが向上したのである。

「大切なのは、小さな会議や打ち合わせでも必ず担当課の同僚や上司に同席してもらうことです。社協職員だけでやってしまうと、任せっぱなしになってしまいます。人材派遣の最大の目的は、行政の役割りを防ぎ福祉相談窓口のネットワークの強化を図ることですから。どんなに面倒な相談ごとであっても、社協を含めた関係者が協力しあえば問題解決につながることを理解してもらいたいと思っています」

あるべき社協の姿を追い求めていく

橋田事務局長は、「誤解を恐れずに言えば『社協と行政のパートナーシップ』という言葉に若干の違和感がある」と話す。それは社協からの希望内視測であって、行政から本当に対等な存在と認められているのか。対等を目指さなければ、行政の下請け組織になりかねない。たとえ多少ぶつかりあっても、行政のやるべきことと社協のやるべきことを明確に分け、議論の中で役割分担していくべきだと考えている。

「こうした主張がはつきりしてきたようになった背景として、やはり国家資格と誇る気持ちを持つ職員を多数抱える組織へと成長できたことが大きいんです。『なんでもハイ、ハイ』と言われたことに従う組織でない分、行政の中にはやっかいな存在だ

と思われている方もいるかもしれませんが、現場責任者からの評価は非常に高いです。派遣した社協職員の働きに、行政職員からは感謝の声をいただき、派遣期間延長を依頼される状況です。そして何よりも社協の役割と機能を理解し、この一連の取り組みを後押ししてくれた行政の懐の深さに本当に感謝しています」と橋田事務局長。

人材派遣業はこれからも継続していく予定だが、今後は権利擁護支援により力を入れていこうと考えている。特に、身寄りがなく資力に乏しい人への成年後見制度の利用促進に向けた取り組みである。後見人が必要が高齢者や障害者は年々増え続けているが、市内では後見人を受任できる弁護士や司法書士等が少なく、後見人不足が市の大きな課題となっている。「どこかがやらなくてはならない課題なら、社協が引き受けるべき」。それが、市社協の基本スタンスなのだ。

社協職員の専門性を高め、行政を巻き込んだ市内全体の福祉相談窓口のネットワークの強化を図り、あらゆる相談に真摯に向き合っていく市社協の取り組みは今後さらに広がって、神栖市の中で存在価値を高めていくことだろう。



国家資格を持つ社協職員が行政機関等の福祉相談窓口を回る

3. 神栖市社協の主な事業・職員数・決算額の推移

年度	平成17年度（合併年度）	平成18年度	平成19年度
正規職員数	21	21	18
常勤職員数	21	24	25
非常勤職員数	43	38	38
職員総数	85	83	81
・…社協自主事業 ☆…介護保険事業 ★…障害者総合支援法に基づく事業所 新)…新規事業	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・移送サービス ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急食材支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・アスペ支援 ・子育てボラ支援 ・第2次地域福祉計画 ・精神PSG ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座(第1期) ・高次脳障害支援 ・ファミサポ準備 ☆居宅介護支援事業 ☆訪問介護事業 ☆福祉用具貸与事業 ☆訪問入浴事業 ★障害者ホームヘルプ	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・移送サービス ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急食材支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・アスペ支援 ・子育てボラ支援 ・精神PSG ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座(第2期) ・高次脳障害支援 ☆居宅介護支援事業 ☆訪問介護事業 ☆福祉用具貸与事業 ☆訪問入浴事業 ★障害者ホームヘルプ	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急食材支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・アスペ支援 ・子育てボラ支援 ・精神PSG ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座(第3期) ・高次脳障害支援 ・(新)発達障害相談室 ・(新)精神保健相談室 ・(新)緊急訪問入浴 ☆居宅介護支援事業 ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ
受託事業 ○…市受託事業 ◎…市指定管理者事業 □…茨城県社協受託事業	○地域ケアシステム推進事業 ○福祉作業所さきぼうの家 ○障害者ヘルプ ○介護認定調査 ○介護保険外ヘルプ ○介護保険デイサービス ○生きがいデイサービス ○身体障害者デイサービス ○障害者訪問入浴 ○配食サービス ○精神デイケア ○友愛訪問サービス ○地域福祉相談 ○機能回復訓練 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	○地域ケアシステム推進事業 ○障害者ヘルプ ○介護認定調査 ○介護保険外ヘルプ ○生きがいデイサービス ○障害者訪問入浴 ○(新)障害区分認定調査 ○配食サービス ○精神デイケア ○(新)ファミリーサポート ○包括支援センター派遣 ◎介護保険デイサービス ◎地域活動支援センター ○福祉作業所さきぼうの家 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	○地域ケアシステム推進事業 ○障害者ヘルプ ○介護認定調査 ○介護保険外ヘルプ ○生きがいデイサービス ○障害区分認定調査 ○精神デイケア ○ファミリーサポート ○(新)障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○包括支援センター派遣 ◎介護保険デイサービス ◎地域活動支援センター ○福祉作業所さきぼうの家 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業
福祉団体支援	4団体	4団体	4団体
総決算額	403,469,876円	401,346,958円	369,491,131円

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
18	19	18	18
24	20	20	21
33	35	33	34
75	74	71	73
・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急食料支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車両貸出 ・アスベ支援 ・子育てボラ支援 ・精神PSG ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座(第4期) ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・緊急訪問入浴 ☆居宅介護支援事業 ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車両貸出 ・アスベ支援 ・子育てボラ支援 ・精神PSG ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座(第5期) ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・緊急訪問入浴 ☆居宅介護支援事業所 (かみす・はさき) ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車両貸出 ・子育てボラ支援 ・精神PSG ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座修了生研修会 ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・緊急訪問入浴 ☆居宅介護支援事業所 ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車両貸出 ・子育てボラ支援 ・精神PSG ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座修了生研修会 ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・緊急訪問入浴 ☆居宅介護支援事業所 ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ
○地域ケアシステム推進事業 ○障害者ヘルプ ○介護認定調査 ○介護保険外ヘルプ ○生きがいデイサービス ○障害区分認定調査 ○精神デイケア ○ファミリーサポート ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○包括支援センター派遣 ◎介護保険デイサービス ◎地域活動支援センター ◎福祉作業所きぼうの家 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	○地域ケアシステム推進事業 ○障害者ヘルプ ○介護認定調査 ○介護保険外ヘルプ ○生きがいデイサービス ○障害区分認定調査 ○精神デイケア ○ファミリーサポート ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○市精神保健福祉士相談業務 ◎介護保険デイサービス ◎地域活動支援センター ◎福祉作業所きぼうの家 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	○地域ケアシステム推進事業 ○障害者ヘルプ ○介護認定調査 ○介護保険外ヘルプ ○生きがいデイサービス ○障害区分認定調査 ○精神デイケア ○ファミリーサポート ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○市精神保健福祉士相談業務 ○新)知的障がい児放課後支援事業 ◎介護保険デイサービス ◎地域活動支援センター ◎福祉作業所きぼうの家 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	○地域ケアシステム推進事業 ○障害者ヘルプ ○介護認定調査 ○介護保険外ヘルプ ○生きがいデイサービス ○障害区分認定調査 ○精神デイケア ○ファミリーサポート ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○市精神保健福祉士相談業務 ○知的障がい児放課後支援事業 ◎介護保険デイサービス ◎地域活動支援センター ◎福祉作業所きぼうの家 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業
4団体	4団体	4団体	4団体
211,840,004円	210,312,112円	211,363,851円	239,985,000円

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
正規職員数	18	18	18
常勤職員数	21	20	20
非常勤職員数	34	34	29
職員総数	73	72	67
…社協自主事業 ★…介護保険事業 ★…障害者総合支援法に基づく事業所 - 新)…新規事業	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・子育てボラ支援 ・精神PSG ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座修了生研修会 ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ☆居宅介護支援事業所 ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・子育てボラ支援 ・精神デイケア(自主) ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座(第6期) ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・成年後見制度利用支援相談室 ・長期休暇中の障がい児預かり ☆居宅介護支援事業所 ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・子育てボラ支援 ・精神デイケア(自主) ・精神訪問活動 ・発達障害講座(第7期) ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・成年後見制度利用支援相談室 ・長期休暇中の障がい児預かり ・新)専門職の人材派遣(市3課) ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ ★障害者計画相談事業
受託事業 ○…市受託事業 ◎…市指定管理者事業 □…茨城県社協受託事業	○軽度生活援助事業 ○障害支援区分認定調査 ○精神障害者デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○新)養育支援訪問事業 ○生活困窮者自立支援事業(自立相談支援) ○成年後見制度法人後見支援業務 ◎障害者デイサービスセンターのぞみ ◎福祉作業所きぼうの家 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	○地域ケアシステム推進事業 ○移動支援事業 ○介護認定調査 ○軽度生活援助事業 ○生きがいデイサービス ○障害区分認定調査 ○精神保健デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○知的障がい児放課後支援事業 ○高年齢者相談センター ○市精神保健福祉士相談業務 ○知的障がい児放課後支援事業 ○養育支援訪問事業 ◎地域活動支援センター ◎福祉作業所きぼうの家 ◎介護保険デイサービス □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	○地域ケアシステム推進事業 ○移動支援事業 ○軽度生活援助事業 ○障害区分認定調査 ○精神保健デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○知的障がい児放課後支援事業 ○養育支援訪問事業 ◎障害者デイサービスセンターのぞみ ◎福祉作業所きぼうの家 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業
福祉団体支援	4団体	4団体	4団体
総決算額	252,375,392円	283,103,771円	270,505,878円

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
18	18	17	18
19	14	13	15
25	22	20	17
62	54	50	50
・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者交流事業	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者交流事業	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者交流事業	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者交流事業
・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車両貸出 ・子育てボラ支援 ・精神デイケア(自主) ・精神訪問活動 ・発達障害講座(フォローアップ) ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・成年後見制度利用支援相談室 ・長期休暇中の障がい児預かり ・専門職の人材派遣(市3課) ・新)CSWの圏域別配置(1名) ・新)法人後見団体設立準備 ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ ★障害者計画相談事業	・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車両貸出 ・子育てボラ支援 ・精神デイケア(自主) ・精神訪問活動 ・発達障害講座(第8期) ・高次脳障害支援 ・精神保健相談室 ・長期休暇中の障がい児預かり ・専門職の人材派遣(市3課) ・CSWの圏域別配置(1名) ・新)福祉後見サポートセンターかみす ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ ★障害者計画相談事業	・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車両貸出 ・子育てボラ支援 ・精神デイケア(自主) ・精神訪問活動 ・発達障害講座(スキルアップ) ・高次脳障害支援 ・精神保健相談室 ・専門職の人材派遣(市4課) ・CSWの圏域別配置(2名) ・福祉後見サポートセンターかみす ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ ★障害者計画相談事業	・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会支援 ・福祉車両貸出(～9月) ・新)福祉車両利用料助成(10月～) ・子育てボランティア支援 ・精神障害者デイケア(自主) ・発達障害講座(スキルアップ) ・高次脳機能障害支援 ・精神保健相談室 ・新)特別支援学校保護者交流会支援 ・専門職の人材派遣(市4課) ・CSWの圏域別配置(2名) ・福祉後見サポートセンターかみす ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプサービス ★障害者計画相談事業
○移動支援事業 ○軽度生活援助事業 ○障害区分認定調査 ○精神保健デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○知的障がい児放課後支援事業 ○養育支援訪問事業	○移動支援事業 ○軽度生活援助事業 ○障害区分認定調査 ○精神保健デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○知的障がい児放課後支援事業 ○養育支援訪問事業	○移動支援事業 ○軽度生活援助事業 ○障害区分認定調査 ○精神保健デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○養育支援訪問事業 ○新)生活困窮者自立支援事業(自立相談支援) ○新)成年後見制度法人後見支援業務	○軽度生活援助事業 ○障害支援区分認定調査 ○精神障害者デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○養育支援訪問事業 ○生活困窮者自立支援事業(自立相談支援) ○成年後見制度法人後見支援業務
◎障害者デイサービスセンターのぞみ ◎福祉作業所きぼうの家	◎障害者デイサービスセンターのぞみ ◎福祉作業所きぼうの家	◎障害者デイサービスセンターのぞみ ◎福祉作業所きぼうの家	◎障害者デイサービスセンターのぞみ ◎福祉作業所きぼうの家
□生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	□生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	□生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	□生活福祉資金 □日常生活自立支援事業
4団体	4団体	4団体	4団体
211,840,004円	210,312,112円	211,363,851円	239,985,000円

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正規職員数	19	19	19
常勤職員数	1	0	0
非常勤職員数	3	4	4
職員総数	23	23	23
・…社協自主事業 ★…介護保険事業 ★…障害者総合支援法に基づく事業所 - 新)…新規事業 - 中)…新型コロナウイルスの影響により1年を通して中止	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者交流事業 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会支援	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・中)福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・中)ボランティア講座 ・中)高校生の進路アシストカレッジ ・中)独居高齢者交流事業 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会支援	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・中)わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・中)福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・中)ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会支援
	・福祉車両利用料助成 ・子育てボランティア支援 ・精神障害者デイケア(自主) ・発達障害講座(第9期) ・高次脳機能障害支援 ・精神保健相談室 ・専門職の人材派遣(市4課) ・CSWの圏域別配置(3名) ・福祉後見サポートセンターかみす ・特別支援学校保護者交流会支援 ・新)ひきこもり家族相談 ・新)きずなBOX設置協力	・福祉車両利用料助成 ・子育てボランティア支援 ・精神障害者デイケア(自主) ・中)発達障害講座 ・高次脳機能障害支援 ・精神保健相談室 ・専門職の人材派遣(市4課) ・CSWの圏域別配置(3名) ・福祉後見サポートセンターかみす ・特別支援学校保護者交流会支援 ・ひきこもり家族相談 ・きずなBOX設置協力	・福祉車両利用料助成 ・子育てボランティア支援 ・精神障害者デイケア(自主) ・中)発達障害講座 ・高次脳機能障害支援 ・精神保健相談室 ・専門職の人材派遣(市2課) ・CSWの圏域別配置(3名) ・福祉後見サポートセンターかみす ・特別支援学校保護者交流会支援 ・ひきこもり家族相談 ・きずなBOX設置協力
	★障害者計画相談事業	★障害者計画相談事業	★障害者計画相談事業
受託事業 ○…市受託事業 ◎…市指定管理者事業 □…茨城県社協受託事業	○障害支援区分認定調査 ○精神障害者デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○生活困窮者自立支援事業(自立相談支援) ○成年後見制度法人後見支援業務 □生活福祉資金 □新)生活福祉資金(コロナ特例) □日常生活自立支援事業	○障害支援区分認定調査 ○精神障害者デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○生活困窮者自立支援事業(自立相談支援) ○成年後見制度法人後見支援業務 □生活福祉資金 □生活福祉資金(コロナ特例) □日常生活自立支援事業	○障害支援区分認定調査 ○精神障害者デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○生活困窮者自立支援事業(自立相談支援) ○成年後見制度法人後見支援業務 □生活福祉資金 □生活福祉資金(コロナ特例) □日常生活自立支援事業
福祉団体支援	4団体	4団体	4団体
総決算額	201,224,395円	215,836,878円	211,840,004円

令和4年度	令和5年度	令和6年度(計画・予算)
18	17	14
2	4	6
2	1	2
22	22	22
・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ
・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会支援	・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会支援	・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会支援
・福祉車両利用料助成	・福祉車両利用料助成	・福祉車両利用料助成
・精神障害者デイケア(自主) ・中)発達障害講座 ・高次脳機能障害支援 ・精神保健相談室 ・専門職の人材派遣(市2課) ・CSWの圏域別配置(3名) ・福祉後見サポートセンターかみす ・特別支援学校保護者交流会支援 ・ひきこもり家族相談 ・きずなBOX設置協力 ・新)もったいないを橋渡しプロジェクト ・新)障害事業所情報交換会	・精神障害者デイケア(自主) ・発達障害講座(第10期) ・高次脳機能障害支援 ・精神保健相談室 ・専門職の人材派遣(市2課) ・CSWの圏域別配置(3名) ・福祉後見サポートセンターかみす ・特別支援学校保護者交流会支援 ・ひきこもり家族相談 ・きずなBOX設置協力 ・もったいないを橋渡しプロジェクト ・障害事業所情報交換会	・精神障害者デイケア(自主) ・大人の発達障害講座(第1期) ・高次脳機能障害支援 ・精神保健相談室 ・専門職の人材派遣(市2課) ・CSWの圏域別配置(3名) ・福祉後見サポートセンターかみす ・特別支援学校保護者交流会支援 ・ひきこもり家族相談 ・きずなBOX設置協力 ・もったいないを橋渡しプロジェクト ・障害事業所情報交換会
★障害者計画相談事業	★障害者計画相談事業	★障害者計画相談事業
○障害支援区分認定調査 ○精神障害者デイケア ○障害相談支援事業 ○生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援、新)就労準備支援、新)家計改善支援) ○成年後見制度法人後見支援業務 □生活福祉資金 □生活福祉資金(コロナ特例) □日常生活自立支援事業	○障害支援区分認定調査 ○精神障害者デイケア ○障害相談支援事業 ○生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援) ○成年後見制度法人後見支援業務 □生活福祉資金 □新)生活福祉資金(フォロー) □日常生活自立支援事業	○障害支援区分認定調査 ○精神障害者デイケア ○障害相談支援事業 ○生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援) □生活福祉資金 □生活福祉資金(フォロー) □日常生活自立支援事業
4団体	4団体	4団体
210,312,112円	211,363,851円	239,985,000円

4. 神栖市社会福祉協議会 第6次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：令和6年6月 4日から

令和7年3月31日まで

	氏 名	所 属	備考
1	篠 塚 洋 一	神栖市連合民生委員児童委員協議会、社協副会長	委員長
2	千葉千恵子	ボランティアサークルほほえみ、社協副会長	副委員長
3	野 口 修 一	学識経験者、社協常務理事	
4	鈴 木 伸 洋	学識経験者、社協理事	
5	額 賀 優	神栖市議会、社協理事	
6	卯 月 秀 一	特別養護老人ホームマリンピア神栖、社協理事	
7	仲 内 亮	老人保健施設シオン、社協理事	
8	花 田 三 男	障害者支援施設神栖啓愛園、社協理事	
9	中 嶋 正 子	指定障害福祉サービス多機能型事業所ハミングハウス、社協理事	
10	高 田 和 美	ボランティアサークルひとみの会、社協理事	
11	須之内正昭	神栖市連合民生委員児童委員協議会、社協理事	
12	岩 崎 敏 哉	鹿島共同施設(株) 専務取締役、社協理事	
13	亘 正 人	神栖市行政委員連絡協議会、社協理事	
14	菅 谷 栄 一	神栖市行政委員連絡協議会、社協理事	
15	野村みさ子	神栖市更生保護女性会、社協理事	
16	大 和 愛 紀	神栖市PTA連絡協議会、社協理事	
17	日 高 篤 生	神栖市健康福祉部長、社協理事	
18	岡 野 一 男	学識経験者、社協監事	
19	森 本 政 一	神栖市連合民生委員児童委員協議会、社協監事	

(※敬称略)

事務局内プロジェクトチーム

氏 名	所属・役職	資格
橘 田 勝	事務局長	社会福祉士・精神保健福祉士
相 良 光 浩	事務局次長、福祉活動推進センター長	社会福祉士・精神保健福祉士
鴨 川 和 明	地域福祉総合相談センター長	社会福祉士・精神保健福祉士
名 雪 義 一	地域福祉総合相談センター主査	社会福祉士・精神保健福祉士
三 浦 秀 作	福祉活動推進センター主査	社会福祉士・精神保健福祉士
坂 本 将 則	地域福祉総合相談センター主査	社会福祉士・精神保健福祉士
大 川 雅 美	地域福祉総合相談センター主査	社会福祉士・精神保健福祉士
飯 田 聡	福祉活動推進センター係長	社会福祉士・精神保健福祉士
川 田 健 介	地域福祉総合相談センター係長	社会福祉士・精神保健福祉士
馬 場 信 江	市こども家庭課派遣	社会福祉士・精神保健福祉士
奥 村 康 行	市社会福祉課派遣	社会福祉士・精神保健福祉士

事務局内調査チーム

氏 名	所属・役職	資格
高 岡 拓 史	地域福祉総合相談センター係長	社会福祉士・精神保健福祉士
末 雄 介	福祉活動推進センター専任職員	
野 口 貴 広	地域福祉総合相談センター福祉活動専門員	社会福祉士



策定委員会の様子（第3回：令和7年1月16日開催）

5. 第6次地域福祉活動計画策定の経緯

年月日	会議名等	内 容
令和6年 5月16日	事務局内 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画策定スケジュールについて
6月4日	社協理事会 (第1回策定委員会)	・第6次地域福祉活動計画の策定について
6月11日	事務局内 プロジェクトチーム	・第5次地域福祉活動計画の検証について
6月26日 7月18日	事務局内 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画策定スケジュール及び骨子について
7月29日	事務局内 プロジェクトチーム	・第5次地域福祉活動計画の検証及び骨子について
8月2日 8月6日	事務局内 プロジェクトチーム	・第5次地域福祉活動計画の検証について
8月9日 ～ 8月19日	事務局内 プロジェクトチーム	・第5次地域福祉活動計画の総括について
8月21日	事務局内 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画 第1章（素案）について
8月27日	社協事務局内 企画調整会議 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画 第1章（素案）について
9月6日	事務局内 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画 第2章作成分担について
9月19日	社協理事会 (第2回策定委員会)	・第6次地域福祉活動計画の構成及び骨子（案）について ・第6次地域福祉活動計画 第1章（素案）について
9月20日	事務局内 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画 第2章作成分担について
9月27日 11月22日	事務局内 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画 第2章（素案）について ・参考資料作成役割分担について
11月27日	社協事務局内 調査チーム	・第6次地域福祉活動計画 第2章原稿起草

年月日	会議名等	内 容
令和6年 12月4日	社協事務局内 調査チーム	・第6次地域福祉活動計画 第2章原稿編集校正
12月5日	社協事務局内 企画調整会議 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画 第2章（素案）について
12月11日 12月17日	社協事務局内 調査チーム	・第6次地域福祉活動計画 第2章原稿編集校正
12月24日	社協事務局内 企画調整会議 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画 第2章（素案）について
令和7年 1月16日	社協理事会 （第3回策定委員会）	・第6次地域福祉活動計画（素案）について
1月16日 1月23日 1月30日 2月10日	社協事務局内 調査チーム	・第6次地域福祉活動計画 第1章原稿再編集
2月20日 2月27日 3月4日	社協事務局内 調査チーム	・第6次地域福祉活動計画 第2章原稿再編集
3月18日	事務局内 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画（最終案）について
3月25日	社協理事会 （第4回策定委員会）	・第6次地域福祉活動計画（最終案）について承認 ・社協会長への報告
3月28日	社協評議員会	・第6次地域福祉活動計画（最終案）について報告

6. 地域福祉活動計画策定委員会設置要項

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要項

(目 的)

第1条 この要項は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）地域福祉活動計画策定委員会の設置、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設 置)

第2条 神栖市における地域福祉の推進と、本会の事業の充実・強化及び体制の確立をめざすため、地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第3条 委員会は、本会会長からの次に掲げる諮問事項を、調査・審議し、本会会長へ報告する。

- (1) 計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理及び解決策の検討
- (2) 本会の組織体制と財政基盤の整備及び経営改善に関する行動計画「社会福祉法人神栖市社会福祉協議会発展・強化計画」に必要な事項について前号との一体的な実態の把握、問題・課題の整理及び解決策の検討
- (3) 計画の策定
- (4) その他、計画策定のために必要な事項

(構 成)

第4条 委員会は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、本会理事及び監事で構成する。

(委員長)

第5条 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、本会副会長をもってあてる。
- 3 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

(専門部会)

第7条 委員会が付託した事項を調査・研究し、計画素案を作成するため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、部会員20名以内をもって構成する。
- 3 専門部会に、部会長1名及び副部会長1名を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び専門部会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(任 期)

第9条 委員の任期は、必要な調査・審議、検討及び本会会長への報告が終了したときに終わる。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、本会事務局内において処理する。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成20年10月1日から施行する。

この要項は、令和元年9月1日から施行する。

7. 神栖市社会福祉協議会職員行動原則

「神栖市社会福祉協議会職員行動原則」の策定について

平成24年3月28日

【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

○人々の尊厳と基本的人権を尊重し、援助を必要とする人が心豊かに地域社会の一員として生活が継続できるよう支援します。

○個別の支援にあたっては、常に相手の立場に立ち、その人らしく生活できるように自己決定を尊重し、自立に向かうよう支援します。

【誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

○様々な機会を通じて、住民が身近な地域で相互に交流し、また地域の福祉問題に目を向け、話し合いや学び合う場づくりをすすめ、自らも積極的に参加します。

○住民自らが身近な地域において支え合いや支援活動に参加し、人との繋がり合いを実感し、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを計画的に進めます。

【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行なうことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

○社協が住民組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアやNPOなど、あらゆる地域の関係者による地域福祉をすすめる協働の場をつくる役割があることを理解し、あらゆる業務において、住民参加と地域における多様な組織や活動との連携・協働を心がけます。

○地域の先駆的な取り組みを発掘・応援し、また、福祉活動に取り組む人々の育成に努め、地域福祉を推進する活動や実践を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

○地域の実情を常に把握し、そこで捉えた福祉課題を地域全体の問題として捉え、先駆性をもって事業や活動の開発・改善に取り組み、さらに提言活動や改善運動を行い問題解決に向けたアクションにつなげます。

○地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定などの機会を捉え、福祉・保健・医療の連携によるよりよい制度づくりや地域福祉の財源づくり、人々が繋がり合いを実感し安心して暮らせる福祉コミュニティの実現など、地域福祉の基盤づくりの取り組みに積極的に参画します。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

○社協職員（コミュニティソーシャルワーカー）としての自覚をもち、自己研鑽に努め専門性を高めます。また、職員同士と部署間の情報共有に努め、互いの役割を認識し協働し合える環境をつくり、チームワークにより業務を遂行します。

○常に地域の福祉問題に目を向け、チャレンジ精神や先駆性をもって業務をすすめます。また、自らの業務の評価と改善に努め、コスト意識をもって効果的で効率的な業務を遂行します。

【法令遵守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

○関係法令の遵守はもちろん、社会的規律や職場内ルールに則った行動をします。

○職務上知り得た個人情報、関係法令に基づき適切に対応します。また、プライバシーを尊重し、関係者との情報共有の際には、定められた手続きに基づき適切に対応し、その秘密を保持します。

○住民や関係者に対して、社協の業務について十分な説明責任を果たすとともに、情報公開に努めます。

8. 用語の解説（50音順）

ア行

- I C T 化**…………… **Information and Communication Technology**：情報通信技術の略で、インターネットのような情報通信技術を活用して、コミュニケーションをより円滑にしたり、サービスの品質を向上させたりする取り組みのこと。
- アクセシビリティ** …… 「アクセスできる」という意味から派生した言葉。道具など物的なものから、情報やサービスに対する利用のしやすさ。
- アセスメント**…………… 人や物事を客観的に評価・分析すること。
- アップデート**…………… 英語で「最新の情報」や「改善」を意味し、ビジネスでは主に製品やサービス、情報などを最新のものに更新することを指す。
- 委託** ……………… 本来その事柄を行うはずの者や組織が、その事務や業務を（命令系統に無い）他者に依頼して行ってもらふこと。
- S N S** ……………… **Social Networking Service**（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、特定のつながりを通じ、新たな人間関係を促進、サポートするインターネット上のサービス。
- N P O** ……………… 「**Nonprofit Organization**」又は「**Not-for-Profit Organization**」の略で、広義では非営利団体、狭義では非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体、最狭義では特定非営利活動促進法により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）を指す。
- エンパワーメント** …… 社会福祉の分野では、社会的に不利な状況に置かれた人々に対して適切な情報提供をし、自ら決定を下せるよう支援すること、またその人の長所、力、強さに着目して援助すること。

カ行

- 介護保険制度**…………… 要介護認定を受けた高齢者など支援を必要とする方に適切なサービスを受けられるようサポートする公的保険制度。当事者の自立支援や介護する家族の負担軽減を目的に平成12年4月から開始。（介護保険法）
- 家計改善支援事業** …… 家計表等のツールを活用し、生活困窮者の属する世帯全体の家計収支等を評価・分析し、対象者の家計の改善の意欲を高める事業。市町村の努力義務。（生活困窮者自立支援法）令和4年度から市より受託。
- キャッシュレス決済** …… 現金を直接やりとりせず支払いをする方法。クレジットカード・電子マネー・プリペイドカードやモバイル決済など。
- 緊急生活支援事業** …… （本会事業）市内の生活困窮状態にある世帯に対し、食材や供給停止状態もしくはそのおそれのある水道光熱費用を立て替え、一ヶ月の生活維持を目安として支援することにより、その世帯の自立更生を一時的に支援する事業。平成11年度から事業開始。（神栖市社協緊急生活支援実施要項）

クラウド …… データをインターネット上に保管する考え方。

グループウェア …… 企業などの組織に所属する人々のコミュニケーションを円滑にし、業務の効率化を推進するためのソフトウェア。「スケジュール管理」、「ファイル」、「設備予約」、「メンバーの連絡先一覧」などスムーズに業務を行うために必要な機能が搭載されている。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

…… 要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者。（介護保険法）

権利擁護 …… 自己の権利を表明することが困難な、または自己の権利が侵害されていることを自覚できない、寝たきりの方や認知症の高齢者、障害者の人権を守り、権利表明を支援し、代弁すること。

公益 …… 不特定多数の人が参加する社会（公共）の利益。

公益法人 …… 公益の増進を図ることを目的とした設立理念に則って活動する民間法人で、公益社団法人及び公益財団法人を指す。学校法人・社会福祉法人・宗教法人・医療法人・更生保護法人・特定非営利活動法人などがある。

高校生の進路アシストカレッジ

……（本会事業）ソーシャルワーカーや介護職、看護師、保育士などの仕事に興味・関心を持つ高校生を対象に、神栖市内の医療機関、福祉事業所の協力をいただきながら、実習を通じて医療や福祉の現場で実際に働いている専門職の姿に触れ、一緒に体験することで、将来の職業選択や資格取得を目指すきっかけになることを目的として、平成24年度から実施。

高次脳機能障害 …… 脳卒中や事故等によって脳に損傷を受け、記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害を生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難となる障害。

高次脳機能障害を考える会

…… 「脳損傷友の会いばらき」（高次脳機能障害の方や家族が、情報交換や学習会を通じて、回復へ向けた交流を目的とした家族会）に参加していた鹿行地区在住の家族が、“高次脳機能障害はよく知られていないため、障害を知ってもらいたい”、“自分達の地域にも気軽に話し合える場所を作りたい”との思いから平成17年にスタートした当事者グループ活動。

交流サロン …… ボランティア情報の収集・発信、協議や交流など活動の拠点として神栖市保健・福祉会館2階に設置。

ことばと発達の相談室 ……（本会事業）構音障害や吃音、学習障害などを抱えた就学児童の、ことばや発達に関する相談に、言語聴覚士がこどもの発達段階に合わせた言語訓練や家族でもできる訓練などのアドバイスを実施する事業。平成元年度から事業を開始し、令和5年度末に市へ事業を引継ぐ。

困りごと相談 …… 市のどの部署へ相談したらいいかわからないとき、気軽に相談できる神栖市役所市民協働課に開設されている総合案内窓口。

コミュニティソーシャルワーク

……地域社会における人々の生活上の課題解決を支援する活動。その援助を行う人をコミュニティソーシャルワーカー（CSW）という。

コロナによる特例貸付…… 令和2年3月25日から令和4年9月30日まで、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少し生活が困難になった世帯に急激に生活費を貸付する生活福祉資金の特例貸付。

サ行

災害ボランティアセンター

……大災害が発生した後で、被災地の社会福祉協議会などによって設置され、災害によって生じた被災者の困りごととボランティアとをつなぎ、被災地の復旧とともに解消する期間限定のボランティアセンター。

災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル

……大規模災害時における基本的な考え方及びボランティアの受け入れから活動までの運営方法について定めている。平成21年12月策定。

CSW……Community Social Worker（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の略称。地域社会に入って、支援を必要とする人々を見つけ出し、本人の生活環境や人間関係を考慮しながら困りごとを解決に導く専門職のこと。

資格取得支援…… 本会の職員が自らの意志により個別的に行う自主的研修で、資質の向上を図るための国家資格養成課程における受講料、諸経費及び受験費用の4/5以内を貸与する制度。平成21年4月より開始。（職員自主研修受講料等の貸与に関する要項）

自然災害発生時における神栖市災害ボランティアセンター支援に関する協定

……市内で大規模災害発生時に、市の要請に応じて社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの運営において、神栖ライオンズクラブ様へ支援を要請するにあたり、支援の内容その他必要事項を定めるもの。

市町村社協法制化 …… 昭和58年5月に社会福祉事業法の改正案が可決成立（昭和58年法律第42号）し、市町村社協の法制化が実現した。

社会資源 …… 人々の生活の諸要求の充足や、問題解決の目的に使われる各種施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。

社会的障壁 …… 障害のある人が生活をしていく上で様々な制約をもたらす原因となる社会の中にあるバリア（段差などの物理的なものや偏見・差別などの観念等）のこと。

社会福祉基礎構造改革 …… 平成12年に行われた日本の社会福祉制度を一変させた大規模な改革。少子高齢化の進展や、社会福祉へのニーズの多様化に対応するため、長い間続いていた措置制度を契約制度に転換し、従来の社会福祉サービスの仕組みを根本から見直す政策。

社会福祉士……………福祉全般に関する専門的知識と技術を有する相談援助業務の国家資格。
令和6年10月末現在で厚生労働省登録数は306,606人。(社会福祉士及び介護福祉士法)

社会福祉士の倫理綱領……………社会福祉専門職に従事する上での価値観や行動指針を明確に示すもの。
ソーシャルワーカーである社会福祉士にとって欠かせないものであり、対人援助に関わる基本的な考え方がまとめられたもの。

住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみす」

……………(本会事業)地域で安心した生活が送れるよう利用者と担い手がともに会員となり、会員相互の助け合いとして家事援助、外出援助などの有償のサービス。平成9年7月から事業開始。(神栖市社会福祉協議会在宅福祉サービス事業実施要項)

住民主体の理念……………①住民を中心に置くこと、②住民のニーズに基づくこと、③住民の主体形成と組織化を基礎とすること。

就労継続支援事業所ガイドブック

……………市内の精神障害者や発達障害者が個々の状況にあったサービス利用へのアクセスがスムーズになるよう、就労支援事業所との情報交換会を定期的に開催し、各事業所間の相互理解を深め情報を集約した冊子。令和6年9月に発行。

就労支援事業所……………身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・難病などの障害があるため一般企業で働くことが難しい方をサポートしている事業所。「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」といった障害福祉サービスがある。(障害者総合支援法)

就労準備支援事業……………一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する事業。市町村の努力義務。(生活困窮者自立支援法) 令和4年度から市より受託。

受託……………行政、企業及び団体などから依頼を受けて業務を行うこと。

障害者グループホーム……………障害のある方が必要な支援やサポートを受けながら、共同生活を行うことができる住まいのこと。(障害者総合支援法)

女性総合相談……………市民協働課が実施している相談窓口。仕事のこと、家庭のこと、DV(配偶者や恋人などによる暴力)、セクハラ、離婚など、女性が抱えるさまざまな悩みや困りごとの相談に応じている。

- 事例検討** …… 特定の個別のケースを詳細に検討し、理解するための学習方法であり、過去や現在のケースを題材に、職員間の知識向上やスキル習得などの学びを深められる。
- 人事評価制度** …… 職員一人ひとりが地域福祉を推進する中核的組織の一員として、強い責任感と使命感、対人援助専門職としての誇りをもって活動を推進していきけるよう組織的に育成するための方策のひとつ。人事管理や研修、職場環境整備などの諸施策と連携しトータルな人事システムとして人材育成と組織マネジメントを推進するために、本会では令和6年度から実施。
- 身上監護** …… 後見人が被後見人の生活・医療・介護等に関する契約や手続きを行うこと。親権者が未成年の子の成長を図るため監護・教育を行うこと。
- 生活困窮者自立支援事業** …… 働きたくても働けない、住む所がない方の相談窓口で、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う市町村の必須事業。（生活困窮者自立支援法）平成29年度から市より受託。
- 生活支援員** …… 日常生活自立支援事業において、市町村社会福祉協議会との雇用契約にもとづき、高齢の方や知的・精神に障害のある方などで判断能力が十分でない利用者の「福祉サービス利用」や「日常的な金銭管理」を支援する人。
- 生活福祉資金貸付制度** …… 低所得者、高齢者、障害者の対象世帯に対し、安定した生活を送れるよう、市町村社会福祉協議会が受付窓口となり、都道府県社会福祉協議会が資金の審査・貸付を行う制度。国内における突発的な経済的損失（自然災害、リーマンショック、コロナ等）が発生した際には、対象世帯を拡大した生活福祉資金の「特例貸付」を実施。茨城県社会福祉協議会より受託。
- 生活福祉資金特例貸付の償還支援（フォローアップ支援）**
 …… 償還開始となった特例貸付の借受人に対して、貸付元である県社協と特例貸付受付窓口の市社協が連携を取り、償還が困難な世帯への償還に関する相談（償還免除、償還猶予、少額返済等）の支援を行う。令和5年度から茨城県社会福祉協議会より受託。
- 税額控除対象法人** …… 税額控除対象法人（税額控除証明を取得した社会福祉法人）へ寄附金を支出した場合、その寄附金について税額控除制度の適用を受けることが可能となる。（租税特別措置法）
- 精神障害** …… 何らかの脳の器質的変化あるいは機能的障害が起こり、様々な精神症状、身体症状、行動の変化が見られる状態のこと。
- 精神障害者デイケア** …… （本会事業）在宅の精神障害者が、レクリエーション等のグループ活動を通じて、対人関係能力の改善を図り社会参加を促進する。平成16年度から事業開始。事業の一部を平成17年度から市より受託。（神栖市精神障害者デイケア事業実施要項）
- 精神保健福祉士** …… 精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行う社会福祉専門職の国家資格。令和

6年10月末現在で厚生労働省登録数は108,713人。(精神保健福祉士法) 令和3年4月から日本精神保健福祉士協会により、PSW (Psychiatric Social Worker: 精神科ソーシャルワーカー) の略称を、MHSW (メンタルヘルスソーシャルワーカー) へと変更。

精神保健福祉士の倫理綱領

…………… 精神保健福祉士は、支援の対象者の基本的人権を尊重し、個人としての尊厳、法の下での平等、健康で文化的な生活を営む権利を擁護するという考え方を具体的に明記したもの。

制度の狭間 …………… 公的福祉サービスでは対象とならない福祉ニーズ、生活課題が生じている状態のこと。

成年後見制度 …………… 判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、財産管理や身上監護によって本人を支援する人(成年後見人等)を家庭裁判所に選任してもらい、その人に法的権限を与えて本人に代わって法律行為ができるようにする制度。なお成年後見人等は、親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人などからも選任される。(民法)

成年後見制度利用促進計画

…………… 成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)第14条に基づき、利用促進に必要な体制整備等に関し市町村が策定する計画。全国どの地域でも、成年後見制度を必要とする人がみな安心して利用できるような体制を目指して策定されたもの。(神栖市地域福祉計画【第4期】神栖市成年後見制度利用促進計画【第1期】)

相互扶助 …………… お互いに助け合うこと。

ソーシャルワーク …………… 困っている人の生活や人生を社会の相互関係に注目して、人と環境の両方にアプローチして支援していく実践的な専門職であり学問。

タ行

第三者後見人 …………… 親族以外の後見人(弁護士・司法書士・社会福祉士・友人・知人等)。

地域ケアシステム …………… 住み慣れた地域や家庭で安心して生活を送るために、地域全体で効率的、継続的に支えていく体制や取り組み。

地域福祉 …………… 住み慣れた地域の中で、誰もが自分らしく日常生活を送れるよう、行政、地域住民、ボランティアなど、あらゆる人、団体が協力しながら「つながり」「支え合う」こと。

地域包括支援センター

…………… 市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置し、3職種のチームアプローチにより住民の健康の保持及び生活

の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関。（介護保険法）

地域防災計画 …… 様々な災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、行政及び防災関係機関、住民が連携して、被害の軽減対策や災害発生時の対応、早期の復旧、復興方法などについて、各都道府県及び市町村などの地方自治体がそれぞれの地域特性を考慮して作成する防災計画。（災害対策基本法）

中核機関 …… 成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度の利用を必要とする方が安心して制度利用できるよう、各関係機関やチームで構成された「地域連携ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関。（成年後見制度利用促進法）神栖市では、長寿介護課が設置・運用予定。

中立公正 …… 特定の立場や意見に偏ることなく、客観的な視点から物事を判断し、公平な扱いを求めること。

同一業務同一対応 …… 担当職員間で関係制度やその情報、対応策（ノウハウ）について予め共有することで、どの職員も同じ対応をとれるよう共通認識を図ること。

当事者グループ …… 共通の悩みや課題を抱えた人たちが自主的に集まり、支え合うグループ。自助グループやセルフヘルプグループ（SHG）とも呼ばれる。

特定相談支援事業所 …… 障害福祉サービスを利用するための「サービス等利用計画」を作成する事業所。専門的な知識・経験に基づき、よりよい「サービス等利用計画」の提供と調整を行う。サービス利用中も定期的に利用状況等を確認し、必要に応じて計画の見直しを行う。（障害者総合支援法）

ナ行

日常生活自立支援事業 …… 認知症、知的障害、精神障害のある人など判断能力が不十分な人々の福祉サービス利用契約の支援、日常的な金銭管理サービス、重要書類預かりサービスによって地域生活を継続的に支援する事業。（社会福祉法）平成13年度から茨城県社会福祉協議会より受託。

ノーマライゼーション社会

…… 障害のある人もない人も、年齢や性別、国籍などに関わらず、誰もが同じように社会に参加し、生活できる社会を目指した考え方。

ハ行

発達障害 …… 自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥／多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する。（発達障害者支援法）
子どもの頃にあまり問題視されなかった特性が、成人期に就職先で失敗を繰り返したり、周囲の人と同じようにコミュニケーションをとれなかったりすることが続くなど、大人になってから発達障害に気づく場合もある。

BCP …… **Business Continuity Plan**（ビジネスコンティニュティプラン）：事業継続計画の略。災害などの緊急事態が発生したときに企業や事業所が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画。令和6年3月策定。

P D C A……………Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すことによって業務を継続的に改善する手法。

ひきこもり……………「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」を「ひきこもり」と呼んでいる（厚生労働省による定義）。「ひきこもり」は、単一の疾患や障害の概念ではなく、様々な要因が背景になって生じる。

ファミリーサポートセンター

……………育児の援助を受けたい方（利用会員）と、育児の援助をしたい方（子育てサポーター・協力会員）を会員として組織化した、会員相互の有償の援助活動。地域の子育て支援を図る市の事業。（児童福祉法）平成18年度から令和3年度まで市より受託。令和4年度からは市内児童館の指定管理者が一体的に受託。

福祉活動基金……………市民から神栖市社協（善意銀行）に寄せられた寄付金等を積み立て、その原資や果実を活用して、福祉教育事業に取り組む市内小、中、高等学校に対して活動費用の一部を助成する、神栖市社協の基金の名称。（神栖市社会福祉協議会福祉活動基金設置要項）

ブラッシュアップ……………あるものを洗練させ、完成度を高めること。

ふれあいのまちづくり事業

……………地域において様々な人々が交流し、助け合うとともに、関係機関や社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障害者、児童・青少年等に対し、地域に即した創意と工夫を行った福祉サービスを提供するとともに、それらを永続的かつ自主的に提供する体制の整備を図る事業。国県補助事業として神栖市社協は平成7年度から5年間の指定を受けた。

フレキシブル……………「柔軟な」「弾力的な」「状況に合わせて自由に変化できる」等の意味。

放課後等デイサービス…就学している障害児を対象に、放課後や長期休暇などの際に生活能力の向上や自立を促進するための支援を行う福祉サービス。（児童福祉法）

法人後見……………成年後見人等の役割を個人的に行うのではなく、法人が担うこと。

保護司……………保護司法、更生保護法に基づき法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪や非行に陥った人の更生を任務とする。全国で46,684人が保護司として活動している。（2024.1月現在）（保護司法、更生保護法）

ボランティア……………自発的であり、創造性豊かに見返りを求めず、社会に貢献する考え方。

マ行

ミスマッチ……………当人の個性と仕事内容に隔たりが生じてしまうこと。本人の能力に対して困難な仕事を与えてしまう、または高いレベルの業務をしたいのに簡単な仕事しか与えられないなど、業務の調整に際して生じてしまう不一致。

民間非営利組織 …… 住民を主体とした、参加者の発意により活動する組織。広義では社会福祉法人や社団法人、財団法人、労働組合なども含まれる。

民児協 …… 民生委員児童委員協議会の略称。すべての民生委員・児童委員は、市町村の一定区域ごとに設置される民児協に所属し活動をしている。近年では、社会的孤立の問題が顕在化していることから、地域における見守り活動の強化に多くの民児協が取り組んでいる。

民生委員 …… 厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、無報酬で活動する。また民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。自らも地域住民の一員として、担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たす。（民生委員法）

無料低額診療制度 …… 経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう無料または低額な料金で診療を行う制度。（社会福祉法）市内では白十字総合病院、神栖済生会病院、済生会土合クリニックで実施。

目的別コミュニティ …… 同じ目的や志しを持つメンバーによって構成される団体・グループ。

もったいないを橋渡しプロジェクト

…………… （本会事業）食品ロス削減の観点から、市民や企業・団体が気軽に「食品寄付」を行える環境を整え、寄付食品がよりスムーズに有効活用されるよう市内社会福祉施設やボランティア団体に事前登録をしていただき、社協が橋渡しをする神栖市社協の仕組み。令和4年度から事業開始。

モラル …… 道德、倫理のこと。人の良心に従った善良な行動を起こすために守るべき基準を意味する言葉。

ラ行

労働者派遣事業 …… 雇用事業の一つ。派遣元となる人材派遣会社に登録している者を、派遣先（取引先）となる事業所へ派遣して、かつ派遣先担当者の指揮命令のもとで労働サービスを提供。本会では、福祉分野の相談支援専門職派遣事業として平成26年度から事業開始。

ワ行

わくわくサロン …… 地域の高齢者が、公民館やコミュニティセンターなど身近な場所に集まって、交流を深める場。地域住民等が自主的に運営していることが特徴。

ふれ愛プラン2025 「私たちでつくるやさしいまち」
神栖市社協第6次地域福祉活動計画

令和7年3月

発行：社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

〒314-0121 茨城県神栖市溝口1746番地1

TEL：0299-93-0294 FAX：0299-92-8750

URL：http://www.kamisushakyo.jp

E-mail：info@kamisushakyo.jp



「私たちでつくるやさしいまち」
社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会